

特許審査の迅速化等のための特許法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令新旧対照条文（傍線部分は改正部分）  
 特許法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十号）（第一条関係）

改正案	現行
<p>（代理権の証明）                      第四条の三（略）                      2（略）                      3（略）                      一、四（略）                      五 特許法第九十五条第十一項の規定による過誤納の手数料の返還請求                      六・七（略）                      4（略）                      第十一條（略）                      2、4（略）                      5 補正による手数料の納付（様式第二、様式第十五の二、様式第十八、様式第二十六から様式第二十八の二まで、様式第四十四、様式第五十三、様式第五十五及び様式第六十一の二により作成した書面を特許庁に提出することによりした手続に係る手数料に係るもの並びに前項（次条第二項において準用する場合を含む。）に規定するものを除く。）は、様式第十五によりしなければならない。</p> <p>（弁明書の様式）                      第十一条の四 特許法第十八条の二第二項又は第三百三十三条の二第二項の弁明書は、様式第二、様式第四、様式第九、様式第十一、様式第十三、様式第十五の二、様式第十六、様式第十八、様式第二十、様式第二十二、様式第二十六から様式第二十八の</p>	<p>（代理権の証明）                      第四条の三（略）                      2（略）                      3（略）                      一、四（略）                      五 特許法第九十五条第九項の規定による過誤納の手数料の返還請求                      六・七（略）                      4（略）                      第十一條（略）                      2、4（略）                      5 補正による手数料の納付（様式第二、様式第十五の二、様式第十八、様式第二十六から様式第二十八まで、様式第四十四、様式第五十三、様式第五十五及び様式第六十一の二により作成した書面を特許庁に提出することによりした手続に係る手数料に係るもの並びに前項（次条第二項において準用する場合を含む。）に規定するものを除く。）は、様式第十五によりしなければならない。</p> <p>（弁明書の様式）                      第十一条の四 特許法第十八条の二第二項又は第三百三十三条の二第二項の弁明書は、様式第二、様式第四、様式第九、様式第十一、様式第十三、様式第十五の二、様式第十六、様式第十八、様式第二十、様式第二十二、様式第二十六から様式第二十八ま</p>

二まで、様式第三十一の五、様式第三十二、様式第三十四、様式第三十六、様式第三十八、様式第四十、様式第四十二、様式第四十四、様式第四十六、様式第四十八、様式第五十、様式第五十二から様式第五十五まで、様式第六十一の二、様式第六十四の三、様式第六十五の二、様式第六十五の四、様式第六十五の六、様式第六十五の九、様式第六十五の十一、様式第六十五の十三、様式第六十五の十五、様式第六十五の十七、様式第六十五の十九、様式第六十五の二十一、様式第六十五の二十三又は様式第六十五の二十五により作成した書面を特許庁に提出することによりした手続に係るものは様式第十五の四により、それ以外の手続に係るものは様式第十五の五により作成しなければならない。

(情報の提供)

第十三条の二 何人も、特許庁長官に対し、刊行物、特許出願又は実用新案登録出願の願書に添付した明細書、特許請求の範囲若しくは実用新案登録請求の範囲若しくは図面の写しその他の書類を提出することにより、特許出願が次の各号のいずれかに該当する旨の情報を提供することができる。ただし、当該特許出願が特許庁に係属しなくなつたときは、この限りでない。

一 四 (略)

2 4 (略)

(願書の様式)

第二十三条 願書(次項から第五項までの願書を除く。)は、様式第二十六により作成しなければならない。

2 4 (略)

5 特許法第四十六条の二第一項の規定による実用新案登録に基づく特許出願についての願書は、様式第二十八の二により作成しなければならない。

6 (略)

で、様式第三十一の五、様式第三十二、様式第三十四、様式第三十六、様式第三十八、様式第四十、様式第四十二、様式第四十四、様式第四十六、様式第四十八、様式第五十、様式第五十二から様式第五十五まで、様式第六十一の二、様式第六十四の三、様式第六十五の二、様式第六十五の四、様式第六十五の六、様式第六十五の九、様式第六十五の十一、様式第六十五の十三、様式第六十五の十五、様式第六十五の十七、様式第六十五の十九、様式第六十五の二十一、様式第六十五の二十三又は様式第六十五の二十五により作成した書面を特許庁に提出することによりした手続に係るものは様式第十五の四により、それ以外の手続に係るものは様式第十五の五により作成しなければならない。

(情報の提供)

第十三条の二 出願公開があつたときは、何人も、特許庁長官に対し、刊行物、特許出願又は実用新案登録出願の願書に添付した明細書、特許請求の範囲若しくは実用新案登録請求の範囲若しくは図面の写しその他の書類を提出することにより当該出願公開がされた特許出願が次の各号のいずれかに該当する旨の情報を提供することができる。ただし、当該出願公開がされた特許出願が特許庁に係属しなくなつたときは、この限りでない。

一 四 (略)

2 4 (略)

(願書の様式)

第二十三条 願書(次項から第四項までの願書を除く。)は、様式第二十六により作成しなければならない。

2 4 (略)

5 (略)

(實用新案登録に基づく特許出願)

第二十七條の六 實用新案權者は、特許法第四十六條の二第一項の規定による實用新案登録に基づく特許出願の際に、實用新案登録令施行規則(昭和三十五年通商産業省令第三十四号)(第二條の三の規定によりその實用新案權の放棄による登録の抹消を申請しなければならない)。

(提出書面の省略)

第三十一條 (略)

2・3 (略)

4) 特許法第四十六條の二第一項の規定により實用新案登録に基づく特許出願をしようとする場合において、その實用新案登録について提出した証明書であつて第四條の三から第七條まで又は第八條第一項の規定によるものが変更を要しないものであるときは、その旨を願書に表示してその提出を省略することができる。

5) 特許法第四十六條の二第一項の規定により實用新案登録に基づく特許出願をしようとする場合において、その實用新案登録の願書に添付した図面が変更を要しないものであるときは、その旨を願書に表示してその提出を省略することができる。

(出願審査請求書の様式)

第三十一條の二 (略)

2 (略)

3 産業技術力強化法第十六條第二項第四号若しくは第五号又は第十七條第二項の規定の適用を受けようとするときは、出願審査請求書にその旨及び産業技術力強化法施行規則(平成十二年通商産業省令第九十九号)第七條第二項又は第八條第二項の確認書の番号を記載しなければならない。

4) 特例法第三十九條の三の規定による同法第三十九條の二の調査報告の提示は、出願審査請求書に特例法施行規則第六十條の

(提出書面の省略)

第三十一條 (略)

2・3 (略)

(出願審査請求書の様式)

第三十一條の二 (略)

2 (略)

3 産業技術力強化法第十六條第二項第四号若しくは第五号又は第十七條第二項の規定の適用を受けようとするときは、出願審査請求書にその旨及び産業技術力強化法施行規則(平成十二年通商産業省令第九十九号)第七條第二項の確認書の番号を記載しなければならない。

第二一号の調査報告番号を記載して行わなければならない。

(情報の提供等の特例)

第三十八条の十二 国際特許出願については、第三十一条の三中「出願公開」とあるのは、特許法第百八十四条の六第二項の日本語特許出願にあつては「特許法第百八十四条の九第一項の国際公開」と、同法第百八十四条の四第一項の外国語特許出願にあつては「特許法第百八十四条の九第一項の国内公表」とする。

2・3 (略)

(相手方への催告等)

第五十条の八 特許庁長官は、審判に関する費用の額の決定をする前に、相手方に対し、費用計算書及び費用額の疎明に必要な書面並びに請求人の費用計算書の記載内容についての陳述を記載した書面を、一定の期間内に提出すべき旨を催告しなければならない。ただし、相手方のみが審判に関する費用を負担する場合において、記録上請求人の審判に関する費用についての負担の額が明らかなきは、この限りでない。

2 (略)

(特許料納付書の様式等)

第六十九条 (略)

2・4 (略)

5 産業技術力強化法第十六条第一項第四号若しくは第五号又は第十七条第一項の規定の適用を受けようとするときは、特許料納付書にその旨及び産業技術力強化法施行規則第七条第二項又は第八条第二項の確認書の番号を記載しなければならない。

(情報の提供等の特例)

第三十八条の十二 国際特許出願については、第十三条の二及び第三十一条の三中「出願公開」とあるのは、特許法第百八十四条の六第二項の日本語特許出願にあつては「特許法第百八十四条の九第一項の国際公開」と、同法第百八十四条の四第一項の外国語特許出願にあつては「特許法第百八十四条の九第一項の国内公表」とする。

2・3 (略)

(相手方への催告等)

第五十条の八 特許庁長官は、審判に関する費用の額の決定をする前に、相手方に対し、費用計算書及び費用額の疎明に必要な書面並びに請求人の費用計算書の記載内容についての陳述を記載した書面を、一定の期間内に提出すべき旨を催告しなければならない。

2 (略)

(特許料納付書の様式等)

第六十九条 (略)

2・4 (略)

5 産業技術力強化法第十六条第一項第四号若しくは第五号又は第十七条第一項の規定の適用を受けようとするときは、特許料納付書にその旨及び産業技術力強化法施行規則第七条第二項の確認書の番号を記載しなければならない。

改 正 案	現 行
<p>（実用新案技術評価請求書の様式等）            第八条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前項の請求書（工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則（平成二年通商産業省令第四十一号）第四十条第二項の規定により見込額からの納付の申出を行うものを除く。）には、請求人が実用新案登録出願人又は実用新案権者でないときは、第二十三条第一項において準用する特許法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十号）第一条第三項の規定にかかわらず、請求人の印を押すことを要しない。</p> <p>第九条 削除</p> <p>（訂正書の様式等）            第十条 実用新案登録の訂正をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した訂正書の特許庁長官に提出しなければならない。ただし、第四号に掲げる事項については、実用新案法第十四条の二第一項の訂正に係るものであるときは、この限りでない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 訂正の目的</p> <p>四（略）</p> <p>2 実用新案法第十四条の二第一項の訂正に係る訂正書は様式第八により、同条第七項の訂正に係る訂正書は様式第八の二により作成しなければならない。</p> <p>（実用新案登録証）</p>	<p>（実用新案技術評価請求書の様式等）            第八条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前項の請求書（工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則（平成二年通商産業省令第四十一号）第四十条第二項の規定により見込額からの納付の申出を行うものを除く。）には、第二十三条第一項において準用する特許法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十号）第一条第三項の規定にかかわらず、請求人の印を押すことを要しない。</p> <p>（実用新案技術評価書の謄本の送付）            第九条 特許庁長官は、実用新案技術評価書が作成されたときは、その謄本を請求人に送付しなければならない。</p> <p>（実用新案登録訂正書の様式等）            第十条 実用新案登録の訂正をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した実用新案登録訂正書の特許庁長官に提出しなければならない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三（略）</p> <p>2 実用新案登録訂正書は、様式第八により作成しなければならない。</p> <p>（実用新案登録証）</p>

第十九条 (略)

一、四 (略)

五 実用新案権の設定の登録又は実用新案登録の訂正の登録(実用新案法第十四条の二第一項の訂正に係るものに限る。)

六 (略)

(過誤納の手数料等の返還の請求の様式)

第二十一条の三 実用新案法第三十四条第一項の規定による既納の登録料(実用新案登録を受けようとする者が納付するものに限る。)の返還の請求並びに同法第五十四条の二第二項、第四項、第六項、第八項及び第十項の規定による手数料の返還の請求は、様式第十四の三によりしなければならない。

(情報の提供)

第二十二条 何人も、特許庁長官に対し、刊行物若しくはその写し又は実用新案登録出願若しくは特許出願の願書に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲若しくは特許請求の範囲若しくは図面の写しを提出することにより、実用新案登録出願に係る考案が実用新案法第三条第一項第三号及び第二項(同号に掲げる考案に係るものに限る。)、第三条の二又は第七条第一項から第三項まで若しくは第七項の規定により実用新案登録をすることができない旨の情報を提供することができる。

2 前項の規定による情報の提供は、様式第十五により作成した書面によらなければならない。

3 (略)

第二十二条の二 何人も、特許庁長官に対し、刊行物、実用新案登録出願又は特許出願の願書に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲若しくは特許請求の範囲若しくは図面の写しその他の書類を提出することにより、実用新案登録が次の各号のいずれかに該当する旨の情報を提供することができる。

第十九条 (略)

一、四 (略)

五 実用新案権の設定の登録があつた旨

六 (略)

(過誤納の手数料等の返還の請求の様式)

第二十一条の三 実用新案法第三十四条第一項の規定による既納の登録料(実用新案登録を受けようとする者が納付するものに限る。)の返還の請求及び同法第五十四条第八項の規定による手数料の返還の請求は、様式第十四の三によりなければならない。

(刊行物等の提出)

第二十二条 何人も、特許庁長官に対し、実用新案登録出願又は実用新案登録に関し刊行物若しくはその写し又は実用新案登録出願若しくは特許出願の願書に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲若しくは特許請求の範囲若しくは図面の写し(次項において「刊行物等」という。)を提出することができる。

2 前項の規定による刊行物等の提出は、様式第十五により作成した書面によらなければならない。

3 (略)

一 その実用新案登録が実用新案法第二条の二第二項に規定する要件を満たしていない補正をした実用新案登録出願に対してされたこと。

二 その実用新案登録が実用新案法第三条、第二条の二又は第七条第一項から第三項まで若しくは第七項の規定に違反してされたこと。

三 その実用新案登録が実用新案法第五条第四項又は第六項（第四号を除く。）に規定する要件を満たしていない実用新案登録出願に対してされたこと。

四 その実用新案登録の願書に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面の訂正が実用新案法第十四条の二第二項から第四項までの規定に違反してされたこと。

2| 前項の規定による情報の提供は、様式第十五により作成した書面によらなければならない。

3| 特許法施行規則第十三条の二第三項及び第四項の規定は、前項の書面に準用する。

（特許法施行規則の準用）

第二十三条 特許法施行規則第一章（総則）（特許法施行規則第四条の三第一項第四号、第五号及び第十四号並びに第三項第七号、第十一条の二、第十三条の二並びに第十三条の三の規定を除く。）の規定は、実用新案登録出願、請求その他実用新案登録に関する手続に準用する。この場合において、特許法施行規

則第四条の三第一項中「十三 再審の請求」とあるのは

三 再審の請求

と、同条

三の二 実用新案法第十四条の二の規定による訂正

第三項中「六 第十五条第二項の規定による物件の受取の手続」  
「六 第二十三条第一項において準用する特許法

とあるのは

（特許法施行規則の準用）

第二十三条 特許法施行規則第一章（総則）（特許法施行規則第四条の三第一項第四号、第五号及び第十四号並びに第三項第七号、第十一条の二、第十三条の二並びに第十三条の三の規定を除く。）の規定は、実用新案登録出願、請求その他実用新案登録に関する手続に準用する。この場合において、特許法施行規

則第四条の三第一項中「十三 再審の請求」とあるのは

三 再審の請求

と、同条

三の二 実用新案法第十四条の二の規定による訂正

第三項中「六 第十五条第二項の規定による物件の受取の手続」  
「六 第二十三条第一項において準用する特許法

とあるのは 六の二 実用新案法第十二条第一項の規定によ

六の二 第二十二條第一項及び第二十二條の二  
施行規則第十五條第二項の規定による物件の受取の手續

と、  
第一項の規定による情報の提供

第十條中「特許法施行令（昭和三十五年政令第十六号）第十五條第二項若しくは第三項」とあるのは「実用新案法施行令（昭和三十五年政令第十七号）第四條第二項」と、「第一條の第三項若しくは第三項」とあるのは「第二條の第二項」と、「この規則第四條の三から第七條まで、第八條第一項、第九條第四項、第二十七條第一項、第二項若しくは第三項前段、第二十七條の第二項若しくは第二項若しくは第六十九條第三項前段」とあるのは「実用新案法施行規則第二十一條第三項」と、「特許法施行令第十五條第二項若しくは第三項前段」とあるのは「実用新案法施行令第四條第二項」と、「第十一條第四項中「手数料」とあるのは「登録料」と、同條第五項中「手数料」とあるのは「手数料又は登録料」と読み替えるものとする。

2・3 (略)

4 特許法施行規則第二十六條、第二十七條、第二十七條の三の二から第二十七條の五まで、第二十八條から第二十八條の四まで、第三十條及び第三十一條（信託、持分の記載等、発明の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けるための証明書の提出、パリ条約による優先権等の主張の証明書の提出、発明の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けようとする場合の手續等、塩基配列又はアミノ酸配列を含む特許出願等、特許出願の番号の通知、特許出願の放棄、特許出願の取下げ、特許出願等に基づく優先権等の主張の取下げ、特許出願の分割をする場合の補正及び提出書面の省略）の規定は、実用新案登録出願に準用する。この場合において、特許法施行規則第二十七條第三項中「特許法第九十五條第五項」とあるのは「実用新案法第五十四條第四項」と、同條第四項中「特許法第九十五條第六項」とあるのは「実用新案法第五十四條第五項」と、「出願審査」とあるのは「実用新案技術評価」と、「同法第九十五條の二」と

六の三 第二十二條第一項の規定による刊行物  
施行規則第十五條第二項の規定による物件の受取の手續  
と、  
等の実用新案技術評価の請求

と、  
等の提出

第十條中「特許法施行令（昭和三十五年政令第十六号）第十五條第二項若しくは第三項」とあるのは「実用新案法施行令（昭和三十五年政令第十七号）第四條第二項」と、「第一條の第三項若しくは第三項」とあるのは「第二條の第二項」と、「この規則第四條の三から第七條まで、第八條第一項、第九條第四項、第二十七條第一項、第二項若しくは第三項前段、第二十七條の第二項若しくは第二項若しくは第六十九條第三項前段」とあるのは「実用新案法施行規則第二十一條第三項」と、「特許法施行令第十五條第二項若しくは第三項前段」とあるのは「実用新案法施行令第四條第二項」と、「第十一條第四項中「手数料」とあるのは「登録料」と、同條第五項中「手数料」とあるのは「手数料又は登録料」と読み替えるものとする。

2・3 (略)

4 特許法施行規則第二十六條、第二十七條、第二十七條の三の二から第二十八條の四まで、第三十條及び第三十一條（信託、持分の記載等、発明の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けるための証明書の提出、パリ条約による優先権等の主張の証明書の提出、発明の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けようとする場合の手續等、塩基配列又はアミノ酸配列を含む特許出願等、特許出願の番号の通知、特許出願の放棄、特許出願の取下げ、特許出願等に基づく優先権等の主張の取下げ、特許出願の分割をする場合の補正及び提出書面の省略）の規定は、実用新案登録出願に準用する。この場合において、特許法施行規則第二十七條第三項中「特許法第九十五條第五項」とあるのは「実用新案法第五十四條第四項」と、同條第四項中「特許法第九十五條第六項」とあるのは「実用新案法第五十四條第五項」と、「出願審査」とあるのは「実用新案技術評価」と、「同法第九十五條の二」とあるのは「同條第十項」と、特許法施



あるのは「同条第十項」と、特許法施行規則第二十七条の五第三項中「特許法第十七条の二」とあるのは「実用新案法第二条の二若しくは第六条の二」と読み替えるものとする。

5  
12 (略)

行規則第二十七条の五第三項中「特許法第十七条の二」とあるのは「実用新案法第二条の二若しくは第六条の二」と読み替えるものとする。

5  
12 (略)

改 正 案

現 行

（特許法施行規則の準用）

第十九条 特許法施行規則第一章（総則）（第四条の三第一項第四号、第五号及び第十四号並びに第三項第七号、第十一条、第十三条の二、第十三条の二並びに第十三条の三を除く。）の規定は、意匠登録出願、請求その他意匠登録に関する手続に準用する。この場合において、同規則第四条の二第一項及び第九条第一項中「及び拒絶査定不服審判」とあるのは「及び拒絶査定不服審判又は補正却下決定不服審判」と、第四条の三第一項中「三 特許法第四十四条第一項の規定による特許出願（もとの特許出願の代理人による場合を除く。）」とあるのは「三 意匠法第十条の二第一項又は第十七条の三第一項（同法第五十条第一項（同法第五十七条第一項において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）の規定による意匠登録出願（もとの意匠登録出願の代理人による場合を除く。）」と、「九 審判の請求（拒絶査定不服審判を除く。）」とあるのは「九 審判の請求（拒絶査定不服審判及び補正却下決定不服審判を除く。）」と、第八条第二項、第九条の二、第九条の三第二項及び第十一条の五中「拒絶査定不服審判」とあるのは「拒絶査定不服審判若しくは補正却下決定不服審判」と、第十条中「特許法第三十条第四項」とあるのは「意匠法第四条第三項」と、「、特許法施行令（昭和三十五年政令第十六号）第十五条第二項若しくは第三項、特許法等関係手数料令（昭和三十五年政令第二十号）第一条の三第二項若しくは第三項又はこの規則第四条の三から第七条まで、第八条第一項、第九条第四項、第十条の五第二項、第二十七条第一項、第二項、第三項前段若しくは第四項前段、第二十七条の二第一項若しくは第二項、第六十九条第三項前段」とあるのは「又は意匠法施行規則第十八条第三項前段」と、「、特許法施行令第十五条第二項若しくは第

（特許法施行規則の準用）

第十九条 特許法施行規則第一章（総則）（第四条の三第一項第四号、第五号及び第十四号並びに第三項第七号、第十一条、第十三条の二、第十三条の二並びに第十三条の三を除く。）の規定は、意匠登録出願、請求その他意匠登録に関する手続に準用する。この場合において、同規則第四条の二第一項及び第九条第一項中「及び拒絶査定不服審判」とあるのは「及び拒絶査定不服審判又は補正却下決定不服審判」と、第四条の三第一項中「三 特許法第四十四条第一項の規定による特許出願（もとの特許出願の代理人による場合を除く。）」とあるのは「三 意匠法第十条の二第一項又は第十七条の三第一項（同法第五十条第一項（同法第五十七条第一項において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）の規定による意匠登録出願（もとの意匠登録出願の代理人による場合を除く。）」と、「九 審判の請求（拒絶査定不服審判を除く。）」とあるのは「九 審判の請求（拒絶査定不服審判及び補正却下決定不服審判を除く。）」と、第八条第二項、第九条の二、第九条の三第二項及び第十一条の五中「拒絶査定不服審判」とあるのは「拒絶査定不服審判若しくは補正却下決定不服審判」と、第十条中「特許法第三十条第四項」とあるのは「意匠法第四条第三項」と、「、特許法施行令（昭和三十五年政令第十六号）第十五条第二項若しくは第三項、特許法等関係手数料令（昭和三十五年政令第二十号）第一条の三第二項若しくは第三項又はこの規則第四条の三から第七条まで、第八条第一項、第九条第四項、第十条の五第二項、第二十七条第一項、第二項、第三項前段若しくは第四項前段、第二十七条の二第一項若しくは第二項、第六十九条第三項前段」とあるのは「又は意匠法施行規則第十八条第三項前段」と、「、特許法施行令第十五条第二項若しくは第

三項、特許法等関係手数料令第一条の三第二項若しくは第三項又はこの規則第四条の三から第七条まで、第八条第一項、第九条第四項、第十一条の五第二項、第二十七条第一項、第二項、第三項前段若しくは第四項前段、第二十七条の二第一項若しくは第二項若しくは第六十九条第三項前段」とあるのは「又は意匠法施行規則第十八条第三項前段」と、第十一条の四中「様式第二、様式第四、様式第九、様式第十一、様式第十三、様式第十五の二、様式第十六、様式第十八、様式第二十、様式第二十二、様式第二十六から様式第二十八の二まで、様式第三十一の五、様式第三十二、様式第三十四、様式第三十六、様式第三十八、様式第四十、様式第四十二、様式第四十四、様式第四十六、様式第四十八、様式第五十、様式第五十二から様式第五十五まで、様式第六十一の二、様式第六十四の三、様式第六十五の二、様式第六十五の四、様式第六十五の六、様式第六十五の九、様式第六十五の十一、様式第六十五の十三、様式第六十五の十五、様式第六十五の十七、様式第六十五の十九、様式第六十五の二十一、様式第六十五の二十三又は様式第六十五の二十五」とあるのは「意匠法施行規則様式第一から様式第五まで、様式第九から様式第十二まで若しくは様式第十四、意匠法施行規則第十九条第一項において準用する特許法施行規則第四条の二第一項に規定する様式第二、同規則第八条第二項に規定する様式第四、同規則第九条の二第一項に規定する様式第九、同条第二項に規定する様式第十一、同規則第十一条の五に規定する様式第十六、同規則第十二条第一項に規定する様式第十八若しくは同規則第十四条第一項及び第二項に規定する様式第二十二、意匠法施行規則第十九条第二項において準用する特許法施行規則第二十七条の三の三第一項に規定する様式第三十六、同規則第二十八条の二に規定する様式第三十八若しくは同規則第二十八条の三に規定する様式第四十又は意匠法施行規則第十九条第六項において準用する特許法施行規則第四十八条の三第二項に規定する様式第六十四の三、同規則第五十条第五項に規定する様式第六十五の二、同規則第五十条の二に規定する様式第六十

三項、特許法等関係手数料令第一条の三第二項若しくは第三項又はこの規則第四条の三から第七条まで、第八条第一項、第九条第四項、第十一条の五第二項、第二十七条第一項、第二項、第三項前段若しくは第四項前段、第二十七条の二第一項若しくは第二項若しくは第六十九条第三項前段」とあるのは「又は意匠法施行規則第十八条第三項前段」と、第十一条の四中「様式第二、様式第四、様式第九、様式第十一、様式第十三、様式第十五の二、様式第十六、様式第十八、様式第二十、様式第二十二、様式第二十六から様式第二十八まで、様式第三十一の五、様式第三十二、様式第三十四、様式第三十六、様式第三十八、様式第四十、様式第四十二、様式第四十四、様式第四十六、様式第四十八、様式第五十、様式第五十二から様式第五十五まで、様式第六十一の二、様式第六十四の三、様式第六十五の二、様式第六十五の四、様式第六十五の六、様式第六十五の九、様式第六十五の十一、様式第六十五の十三、様式第六十五の十五、様式第六十五の十七、様式第六十五の十九、様式第六十五の二十一、様式第六十五の二十三又は様式第六十五の二十五」とあるのは「意匠法施行規則様式第一から様式第五まで、様式第九から様式第十二まで若しくは様式第十四、意匠法施行規則第十九条第一項において準用する特許法施行規則第四条の二第一項に規定する様式第二、同規則第八条第二項に規定する様式第四、同規則第九条の二第一項に規定する様式第九、同条第二項に規定する様式第十一、同規則第十一条の五に規定する様式第十六、同規則第十二条第一項に規定する様式第十八若しくは同規則第十四条第一項及び第二項に規定する様式第二十二、意匠法施行規則第十九条第二項において準用する特許法施行規則第二十七条の三の三第一項に規定する様式第三十六、同規則第二十八条の二に規定する様式第三十八若しくは同規則第二十八条の三に規定する様式第四十又は意匠法施行規則第十九条第六項において準用する特許法施行規則第四十八条の三第二項に規定する様式第六十四の三、同規則第五十条第五項に規定する様式第六十五の二、同規則第五十条の二に規定する様式第六十五の

五の四、同規則第五十条の三に規定する様式第六十五の六、同規則第五十一条第二項に規定する様式第六十五の九、同規則第五十七条の三第二項に規定する様式第六十五の十一、同規則第五十八条第二項に規定する様式第六十五の十三、同規則第五十八条の二第三項に規定する様式第六十五の十五、同規則第五十八条の十七第二項に規定する様式第六十五の十七、同規則第六十条第五項に規定する様式第六十五の十九、同規則第六十条第六項に規定する様式第六十五の二十一、同規則第六十一条の十一第三項に規定する様式第六十五の二十三若しくは同規則第六十二条第二項に規定する様式第六十五の二十五」と、第十三条第四項中「拒絶査定不服審判」とあるのは「拒絶査定不服審判又は補正却下決定不服審判」と、第十四条第二項中「拒絶査定不服審判」とあるのは「拒絶査定不服審判及び補正却下決定不服審判」と読み替えるものとする。

2  
7（略）

四、同規則第五十条の三に規定する様式第六十五の六、同規則第五十一条第二項に規定する様式第六十五の九、同規則第五十七条の三第二項に規定する様式第六十五の十一、同規則第五十八条第二項に規定する様式第六十五の十三、同規則第五十八条の二第三項に規定する様式第六十五の十五、同規則第五十八条の十七第二項に規定する様式第六十五の十七、同規則第六十条第五項に規定する様式第六十五の十九、同規則第六十条第六項に規定する様式第六十五の二十一、同規則第六十一条の十二第三項に規定する様式第六十五の二十三若しくは同規則第六十二条第二項に規定する様式第六十五の二十五」と、第十三条第四項中「拒絶査定不服審判」とあるのは「拒絶査定不服審判又は補正却下決定不服審判」と、第十四条第二項中「拒絶査定不服審判」とあるのは「拒絶査定不服審判及び補正却下決定不服審判」と読み替えるものとする。

2  
7（略）

改正案

現行

（特許法施行規則等の準用）  
 第二十二條 特許法施行規則第一章（総則）（第四条の三第一項第四号、第七号及び第十四号並びに第三項第七号、第十一條、第十一條の二、第十二條、第十三條の二並びに第十三條の三を除く。）並びに第二十七條の三の三第一項、第二十八條の二及び第二十八條の三（パリ条約による優先権等の主張の証明書の提出、特許出願の放棄、特許出願の取下げ）の規定は、商標登録出願、防護標章登録出願、国際登録出願（第一條第一項及び第二項の規定に限る。）、事後指定（第一條第一項及び第二項の規定に限る。）、国際登録の名義人の変更の記録の請求（第一條第一項及び第二項の規定に限る。）、書換登録の申請（第一條第一項及び第二項の規定に限る。）、書換登録の申請（第一條から第八條まで、第九條の二から第十條まで、第十一條の三から第十一條の五まで及び第十三條から第十七條までの規定に限る。）、請求その他商標登録、防護標章登録又は書換登録（第一條から第八條まで、第九條の二から第十條まで、第十一條の三から第十一條の五まで及び第十三條から第十七條までの規定に限る。）に関する手続に準用する。この場合において、特許法施行規則第四條の二第一項中「特許出願及び拒絶査定不服審判」とあるのは、「商標登録出願、防護標章登録出願、防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願及び書換登録の申請並びに商標法第四十四條第一項（同法第六十八條第四項及び同法附則第十三條（同法附則第二十三條）において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）及び同法第四十五條第一項（同法第六十八條第四項において準用する場合を含む。）の審判」と、「同法第八條第三項」とあるのは、「商標法第四十一條第二項（同法第四十一條の二第六項において準用する場合を含む。）」と、特許法施行

（特許法施行規則等の準用）  
 第二十二條 特許法施行規則第一章（総則）（第四条の三第一項第四号、第七号及び第十四号並びに第三項第七号、第十一條、第十一條の二、第十二條、第十三條の二並びに第十三條の三を除く。）並びに第二十七條の三の三第一項、第二十八條の二及び第二十八條の三（パリ条約による優先権等の主張の証明書の提出、特許出願の放棄、特許出願の取下げ）の規定は、商標登録出願、防護標章登録出願、国際登録出願（第一條第一項及び第二項の規定に限る。）、事後指定（第一條第一項及び第二項の規定に限る。）、国際登録の名義人の変更の記録の請求（第一條第一項及び第二項の規定に限る。）、書換登録の申請（第一條第一項及び第二項の規定に限る。）、書換登録の申請（第一條から第八條まで、第九條の二から第十條まで、第十一條の三から第十一條の五まで及び第十三條から第十七條までの規定に限る。）、請求その他商標登録、防護標章登録又は書換登録（第一條から第八條まで、第九條の二から第十條まで、第十一條の三から第十一條の五まで及び第十三條から第十七條までの規定に限る。）に関する手続に準用する。この場合において、特許法施行規則第四條の二第一項中「特許出願及び拒絶査定不服審判」とあるのは、「商標登録出願、防護標章登録出願、防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願及び書換登録の申請並びに商標法第四十四條第一項（同法第六十八條第四項及び同法附則第十三條（同法附則第二十三條）において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）及び同法第四十五條第一項（同法第六十八條第四項において準用する場合を含む。）の審判」と、「同法第八條第三項」とあるのは、「商標法第四十一條第二項（同法第四十一條の二第六項において準用する場合を含む。）」と、特許法施行

規則第四条の三第一項中「三 特許法第四十四条第一項の規定による特許出願（もとの特許出願の代理人による場合を除く。）

」とあるのは「三 商標法第十条第一項（同法第六十八条第一項において準用する場合を含む。）又は同法第十七条の第二項（同法第六十八条第二項において準用する場合を含む。）

若しくは同法第五十五条の第二第三項（同法第六十条の第二第二項（同法第六十八条第五項において準用する場合を含む。）若しくは同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。）に

おいて準用する意匠法第十七条の三第一項の規定による商標登録出願（もとの商標登録出願又は防護標章登録出願の代理人による場合を除く。）と、「五 特許権の存続期間の延長登録

の出願」とあるのは「五 商標権の存続期間の更新登録の申請

五の三 書換登録の申請

（商標権に係る商品及び役務の区分の数を減じて申請する場合続期間の更新登録の出願

に限る。）

と、「八 特許法第八十四条（同法第九十二条第七

項又は第九十三条第三項において準用する場合を含む。）の規

「八 登録異議の申立て

定による答弁書の提出」とあるのは「八の二 商標法第四十三

八の三 商標法第四十三

条の七第一項の規定による参加の申請（同法第六十条の二第一

条の十二第一項の規定による意見書の提出（同法第六十条の二第一項（同法第六十八条第五項において準用する場合を含む。）及

び同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。）

規則第四条の三第一項中「三 特許法第四十四条第一項の規定による特許出願（もとの特許出願の代理人による場合を除く。）

」とあるのは「三 商標法第十条第一項（同法第六十八条第一項において準用する場合を含む。）又は同法第十七条の第二項（同法第六十八条第二項において準用する場合を含む。）

若しくは同法第五十五条の第二第三項（同法第六十条の第二第二項（同法第六十八条第五項において準用する場合を含む。）若しくは同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。）に

おいて準用する意匠法第十七条の三第一項の規定による商標登録出願（もとの商標登録出願又は防護標章登録出願の代理人による場合を除く。）と、「五 特許権の存続期間の延長登録

の出願」とあるのは「五 商標権の存続期間の更新登録の申請

五の三 書換登録の申請

（商標権に係る商品及び役務の区分の数を減じて申請する場合続期間の更新登録の出願

に限る。）

と、「八 特許法第八十四条（同法第九十二条第七

項又は第九十三条第三項において準用する場合を含む。）の規

「八 登録異議の申立て

定による答弁書の提出」とあるのは「八の二 商標法第四十三

八の三 商標法第四十三

条の七第一項の規定による参加の申請（同法第六十条の二第一

条の十二第一項の規定による意見書の提出（同法第六十条の二第一項（同法第六十八条第五項において準用する場合を含む。）及

び同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。）

）及び同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。）

と、「九 審判の請求（拒絶査定不服審判を除く。）」とあ

るのは「九 審判の請求（商標法第四十四条第一項（同法第六十八条第四項及び同法附則第十三条（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）」において準用する場合を含む。）」及び同法第四十五条第一項（同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。）」の審判を除く。）」と、「十二 証拠保全の申立て（判定請求前、審判の請求前又は再審の請求前の申立てに限る。）」とあるのは「十二 証拠保全の申立て（判定請求前、登録異議の申立て前、審判の請求前又は再審の請求前の申立てに限る。）」と、「と、特許法施行規則七条及び第十八条第四項中「若しくは世界貿易機関の加盟国」とあるのは、「世界貿易機関の加盟国若しくは商標法条約の締約国」と、特許法施行規則第八條第一項中「審判請求書、特許法第八十四條の五第一項の書面、同法第八十四條の二十第一項の申出に係る書面」とあるのは「登録異議申立書、審判請求書、商標権の存続期間の更新登録の申請書、書換登録の申請書」と、特許法施行規則第八條第二項、第九條の二及び第九條の三第二項中「特許出願人又は拒絶査定不服審判」とあるのは「商標登録出願人、防護標章登録出願人、商標権の存続期間の更新登録の申請人、防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願人若しくは書換登録の申請者又は商標法第四十四條第一項（同法第六十八条第四項及び同法附則第十三条（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）」において準用する場合を含む。）」若しくは同法第四十五条第一項（同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。）」の審判」と、特許法施行規則第九條第一項中「特許出願人（防衛目的のためにする特許権及び技術上の知識の交流を容易にするための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の議定書第三項の規定の適用を受ける特許出願の出願人を除く。）」及び拒絶査定不服審判」とあるのは「

）及び同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。）

と、「九 審判の請求（拒絶査定不服審判を除く。）」とあ

るのは「九 審判の請求（商標法第四十四条第一項（同法第六十八条第四項及び同法附則第十三条（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）」において準用する場合を含む。）」及び同法第四十五条第一項（同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。）」の審判を除く。）」と、「十二 証拠保全の申立て（判定請求前、審判の請求前又は再審の請求前の申立てに限る。）」とあるのは「十二 証拠保全の申立て（判定請求前、登録異議の申立て前、審判の請求前又は再審の請求前の申立てに限る。）」と、「と、特許法施行規則七条及び第十八条第四項中「若しくは世界貿易機関の加盟国」とあるのは、「世界貿易機関の加盟国若しくは商標法条約の締約国」と、特許法施行規則第八條第一項中「審判請求書、特許法第八十四條の五第一項の書面、同法第八十四條の二十第一項の申出に係る書面」とあるのは「登録異議申立書、審判請求書、商標権の存続期間の更新登録の申請書、書換登録の申請書」と、特許法施行規則第八條第二項、第九條の二及び第九條の三第二項中「特許出願人又は拒絶査定不服審判」とあるのは「商標登録出願人、防護標章登録出願人、商標権の存続期間の更新登録の申請人、防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願人若しくは書換登録の申請者又は商標法第四十四條第一項（同法第六十八条第四項及び同法附則第十三条（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）」において準用する場合を含む。）」若しくは同法第四十五条第一項（同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。）」の審判」と、特許法施行規則第九條第一項中「特許出願人（防衛目的のためにする特許権及び技術上の知識の交流を容易にするための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の議定書第三項の規定の適用を受ける特許出願の出願人を除く。）」及び拒絶査定不服審判」とあるのは「

商標登録出願人、防護標章登録出願人、商標権の存続期間の更新登録の申請人、防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願人及び書換登録の申請者並びに商標法第四十四条第一項（同法第六十八条第四項及び同法附則第十三条（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）若しくは同法第四十五条第一項（同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。）の審判」と、特許法施行規則第十條中「特許法第三十條第四項」とあるのは「商標法第七條第三項若しくは第九條第二項」と、「特許法施行令（昭和三十五年政令第十六号）第十五條第二項若しくは第三項の第三項若しくは第三項又はこの規則第四條の三から第七條まで、第八條第一項、第九條第四項、第十一條の五第二項、第二十七條第一項、第二項、第三項前段若しくは第四項前段、第二十七條の二第一項若しくは第二項、第六十九條第三項前段」とあるのは「又は商標法施行規則第十八條第三項前段若しくは第二十條第二項」と、「特許法施行令第十五條第二項若しくは第三項、特許法等関係手数料令第一條の三第二項若しくは第三項又はこの規則第四條の三から第七條まで、第八條第一項、第九條第四項、第十一條の五第二項、第二十七條第一項、第二項、第三項前段若しくは第四項前段」とあるのは「又は商標法施行規則第十八條第三項前段若しくは第二十條第二項」と、特許法施行規則第十一條の四中「様式第二、様式第四、様式第九、様式第十一、様式第十三、様式第十五の二、様式第十六、様式第十八、様式第二十、様式第二十二、様式第二十六から様式第二十八の二まで、様式第三十一の五、様式第三十二、様式第三十四、様式第三十六、様式第三十八、様式第四十、様式第四十二、様式第四十四、様式第四十六、様式第四十八、様式第五十、様式第五十二から様式第五十五まで、様式第六十一の二、様式第六十四の三、様式第六十五の二、様式第六十五の四、様式第六十五の六、様式第六十五の九、様式第六十五の十一

商標登録出願人、防護標章登録出願人、商標権の存続期間の更新登録の申請人、防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願人及び書換登録の申請者並びに商標法第四十四条第一項（同法第六十八条第四項及び同法附則第十三条（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）若しくは同法第四十五条第一項（同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。）の審判」と、特許法施行規則第十條中「特許法第三十條第四項」とあるのは「商標法第七條第三項若しくは第九條第二項」と、「特許法施行令（昭和三十五年政令第十六号）第十五條第二項若しくは第三項の第三項若しくは第三項又はこの規則第四條の三から第七條まで、第八條第一項、第九條第四項、第十一條の五第二項、第二十七條第一項、第二項、第三項前段若しくは第四項前段、第二十七條の二第一項若しくは第二項、第六十九條第三項前段」とあるのは「又は商標法施行規則第十八條第三項前段若しくは第二十條第二項」と、「特許法施行令第十五條第二項若しくは第三項、特許法等関係手数料令第一條の三第二項若しくは第三項又はこの規則第四條の三から第七條まで、第八條第一項、第九條第四項、第十一條の五第二項、第二十七條第一項、第二項、第三項前段若しくは第四項前段、第二十七條の二第一項若しくは第二項若しくは第六十九條第三項前段」とあるのは「又は商標法施行規則第十八條第三項前段若しくは第二十條第二項」と、特許法施行規則第十一條の四中「様式第二、様式第四、様式第九、様式第十一、様式第十三、様式第十五の二、様式第十六、様式第十八、様式第二十、様式第二十二、様式第二十六から様式第二十八まで、様式第三十一の五、様式第三十二、様式第三十四、様式第三十六、様式第三十八、様式第四十、様式第四十二、様式第四十四、様式第四十六、様式第四十八、様式第五十、様式第五十二から様式第五十五まで、様式第六十一の二、様式第六十四の三、様式第六十五の二、様式第六十五の四、様式第六十五の六、様式第六十五の九、様式第六十五の十一



十一、様式第六十五の十三、様式第六十五の十五、様式第六十五の十七、様式第六十五の十九、様式第六十五の二十一、様式第六十五の二十三又は様式第六十五の二十五」とあるのは「商標法施行規則様式第二から様式第九まで、様式第十、様式第十一、様式第十一の三、様式第十二、様式第十四の二、様式第十五の二、様式第二十若しくは様式第二十一、商標法施行規則第二十二條第一項において準用する特許法施行規則第四條の第二項に規定する様式第二、同規則第八條第二項に規定する様式第四、同規則第九條の第二項に規定する様式第九、同條第二項に規定する様式第十一、同規則第十一條の五に規定する様式第十六、同規則第十四條第一項及び第二項に規定する様式第三十二、同規則第二十七條の三の第三項に規定する様式第三十六、同規則第二十八條の二に規定する様式第三十八若しくは同規則第二十八條の三に規定する様式第四十又は商標法施行規則第二十二條第八項において準用する特許法施行規則第四十八條の第三項に規定する様式第六十四の三、同規則第五十條第五項に規定する様式第六十五の二、同規則第五十條の二に規定する様式第六十五の四、同規則第五十條の三に規定する様式第六十五の六、同規則第五十一條第二項に規定する様式第六十五の九、同規則第五十七條の第三項に規定する様式第六十五の十一、同規則第五十八條第二項に規定する様式第六十五の十三、同規則第五十八條の第三項に規定する様式第六十五の十五、同規則第五十八條の十七に規定する様式第六十五の十七、同規則第六十條第五項に規定する様式第六十五の十九、同規則第六十條第六項に規定する様式第六十五の二十一、同規則第六十一條の第三項に規定する様式第六十五の二十三若しくは同規則第六十二條第二項に規定する様式第六十五の二十五」と、特許法施行規則第十一條の五中「特許出願の審査又は拒絶査定不服審判」とあるのは「商標登録出願、防護標章登録出願、防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願若しくは書換登録の申請の審査又は商標法第四十四條第一項（同法第六十八條第四項及び同法附則第十三條（同法附則第二十三條におい

、様式第六十五の十三、様式第六十五の十五、様式第六十五の十七、様式第六十五の十九、様式第六十五の二十一、様式第六十五の二十三又は様式第六十五の二十五」とあるのは「商標法施行規則様式第二から様式第九まで、様式第十、様式第十一、様式第十一の三、様式第十二、様式第十四の二、様式第十五の二、様式第二十若しくは様式第二十一、商標法施行規則第二十二條第一項において準用する特許法施行規則第四條の第二項に規定する様式第二、同規則第八條第二項に規定する様式第四、同規則第九條の第二項に規定する様式第九、同條第二項に規定する様式第十一、同規則第十一條の五に規定する様式第十六、同規則第十四條第一項及び第二項に規定する様式第三十二、同規則第二十七條の三の第三項に規定する様式第三十六、同規則第二十八條の二に規定する様式第三十八若しくは同規則第二十八條の三に規定する様式第四十又は商標法施行規則第二十二條第八項において準用する特許法施行規則第四十八條の第三項に規定する様式第六十四の三、同規則第五十條第五項に規定する様式第六十五の二、同規則第五十條の二に規定する様式第六十五の四、同規則第五十條の三に規定する様式第六十五の六、同規則第五十一條第二項に規定する様式第六十五の九、同規則第五十七條の第三項に規定する様式第六十五の十一、同規則第五十八條第二項に規定する様式第六十五の十三、同規則第五十八條の第三項に規定する様式第六十五の十五、同規則第六十條第五項に規定する様式第六十五の十九、同規則第六十條第六項に規定する様式第六十五の二十一、同規則第六十一條の第三項に規定する様式第六十五の二十三若しくは同規則第六十二條第二項に規定する様式第六十五の二十五」と、特許法施行規則第十一條の五中「特許出願の審査又は拒絶査定不服審判」とあるのは「商標登録出願、防護標章登録出願、防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願若しくは書換登録の申請の審査又は商標法第四十四條第一項（同法第六十八條第四項及び同法附則第十三條（同法附則第二十三條において準

て準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。)若しくは同法第四十五条第一項(同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。)の審判」と、特許法施行規則第十三条第三項中「審判(次項に規定する審判を除く。)、再審又は判定の請求の後その請求」とあるのは「登録異議の申立て又は審判(次項に規定する審判を除く。)、再審若しくは判定の請求の後その申立て又は請求」と、その審判の番号」とあるのは「その登録異議の番号、審判の番号」と、同条第四項中「拒絶査定不服審判」とあるのは「商標法第四十四条第一項(同法第六十八条第四項及び同法附則第十三条(同法附則第二十三条において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)(又は同法第四十五条第一項(同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。))の審判」と、特許法施行規則第十四条第二項中「特許法第三百三十四条第四項(同法第七十一条第三項及び同法第七十四条第一項から第三項までにおいて準用する場合を含む。)」とあるのは「商標法第五十六条第一項(同法第四十三条の十四第一項(同法第六十条の二第一項(同法第六十八条第五項において準用する場合を含む。))及び同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。))、同法第六十二条第一項(同法第六十八条第五項において準用する場合を含む。))及び同法附則第二十一条(同法附則第二十三条において準用する場合を含む。))において準用する意匠法第五十八条第二項、商標法第六十二条第二項(同法第六十八条第五項において準用する場合を含む。))において準用する意匠法第五十八条第三項並びに商標法附則第十七条第一項(同法附則第二十三条において準用する場合を含む。))において準用する特許法第三百三十四条第四項(商標法第二十八条第三項において準用する特許法第七十一条第三項並びに商標法第六十一条(同法第六十八条第五項において準用する場合を含む。))及び同法附則第二十条(同法附則第二十三条において準用する場合を含む。))において準用する特許法第七十四条第二項において準用する場合を含む。

用する場合を含む。)において準用する場合を含む。)若しくは同法第四十五条第一項(同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。)の審判」と、特許法施行規則第十三条第三項中「審判(次項に規定する審判を除く。)、再審又は判定の請求の後その請求」とあるのは「登録異議の申立て又は審判(次項に規定する審判を除く。)、再審若しくは判定の請求の後その申立て又は請求」と、その審判の番号」とあるのは「その登録異議の番号、審判の番号」と、同条第四項中「拒絶査定不服審判」とあるのは「商標法第四十四条第一項(同法第六十八条第四項及び同法附則第十三条(同法附則第二十三条において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)(又は同法第四十五条第一項(同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。))の審判」と、特許法施行規則第十四条第二項中「特許法第三百三十四条第四項(同法第七十一条第三項及び同法第七十四条第一項から第三項までにおいて準用する場合を含む。)」とあるのは「商標法第五十六条第一項(同法第四十三条の十四第一項(同法第六十条の二第一項(同法第六十八条第五項において準用する場合を含む。))及び同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。))、同法第六十二条第一項(同法第六十八条第五項において準用する場合を含む。))及び同法附則第二十一条(同法附則第二十三条において準用する場合を含む。))において準用する意匠法第五十八条第二項、商標法第六十二条第二項(同法第六十八条第五項において準用する場合を含む。))において準用する意匠法第五十八条第三項並びに商標法附則第十七条第一項(同法附則第二十三条において準用する場合を含む。))において準用する特許法第三百三十四条第四項(商標法第二十八条第三項において準用する特許法第七十一条第三項並びに商標法第六十一条(同法第六十八条第五項において準用する場合を含む。))及び同法附則第二十条(同法附則第二十三条において準用する場合を含む。))において準用する特許法第七十四条第二項において準用する場合を含む。)

。）」と、「拒絶査定不服審判」とあるのは「商標法第四十四条第一項（同法第六十八条第四項及び同法附則第十三条（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）又は同法第四十五条第一項（同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。）の審判」と、特許法施行規則第十六条第二項中「第三百三十三条第三項（同法第七十一条第三項及び同法第七十四条第一項から第三項までにおいて準用する場合を含む。）」とあるのは「商標法第五十六条第一項（同法第四十三条の十四第一項（同法第六十条の二第一項（同法第六十八条第五項において準用する場合を含む。）及び同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。）及び同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。以下、この項において同じ。）」、同法第六十二条第一項（同法第六十八条第五項において準用する場合を含む。以下、この項において同じ。）及び同法附則第二十一条（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。以下、この項において同じ。）において準用する意匠法第五十八条第二項（同法第六十八条第五項において準用する場合を含む。以下、この項において同じ。）の項において同じ。）において準用する場合を含む。以下、この項において同じ。）並びに商標法附則第十七条第一項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。以下、この項において同じ。）において準用する場合を含む。以下、この項において同じ。）において準用する特許法第三百三十三条第三項（商標法第二十八条第三項において準用する特許法第七十一条第三項並びに商標法第六十一条（同法第六十八条第五項において準用する場合を含む。）及び同法附則第二十条（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。））において準用する特許法第七十四条第二項の二第一項（同法第七十一条第三項及び同法第七十四条第一項から第三項までにおいて準用する場合を含む。））」とあるのは「商標法第五十六条第一項、同法第六十二条第一項及び同法附則第二十一条において準用する意匠法第五十八条第二項、商標法第六十二条第二項において準用する意匠法第五十八条第三項

」と、「拒絶査定不服審判」とあるのは「商標法第四十四条第一項（同法第六十八条第四項及び同法附則第十三条（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）又は同法第四十五条第一項（同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。）の審判」と、特許法施行規則第十六条第二項中「第三百三十三条第三項（同法第七十一条第三項及び同法第七十四条第一項から第三項までにおいて準用する場合を含む。））」とあるのは「商標法第五十六条第一項（同法第四十三条の十四第一項（同法第六十条の二第一項（同法第六十八条第五項において準用する場合を含む。）及び同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。）及び同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。以下、この項において同じ。）」、同法第六十二条第一項（同法第六十八条第五項において準用する場合を含む。以下、この項において同じ。）及び同法附則第二十一条（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。以下、この項において同じ。）において準用する意匠法第五十八条第二項（同法第六十八条第五項において準用する場合を含む。以下、この項において同じ。）の項において同じ。）において準用する場合を含む。以下、この項において同じ。）並びに商標法附則第十七条第一項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。以下、この項において同じ。）において準用する特許法第三百三十三条第三項（商標法第二十八条第三項において準用する特許法第七十一条第三項並びに商標法第六十一条（同法第六十八条第五項において準用する場合を含む。）及び同法附則第二十条（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。））において準用する特許法第七十四条第二項の二第一項（同法第七十一条第三項及び同法第七十四条第一項から第三項までにおいて準用する場合を含む。））」とあるのは「商標法第五十六条第一項、同法第六十二条第一項及び同法附則第二十一条において準用する意匠法第五十八条第二項、商標法第六十二条第二項において準用する意匠法第五十八条第三項並

項並びに商標法附則第十七条第一項において準用する特許法第百三十三条の二第一項（商標法第二十八条第三項において準用する特許法第七十一条第三項並びに商標法第六十一条（同法第六十八条第五項において準用する場合を含む。）及び同法附則第二十条（同法附則第二十三条）において準用する場合を含む。）において準用する特許法第七十四条第二項において準用する場合を含む。）」及び「特許法施行規則様式第二十の欄第七のイ中「何県、何郡、何村、大字何、字何、何番地、何号のように詳しく記載する。」及び「代理人にあつては、何県、何郡、何村、大字何、字何、何番地、何号のように詳しく記載し、請求人にあつてはなるべく何県、何郡、何村、大字何、字何、何番地、何号のように記載する。」及び「特許法施行規則様式第二十の欄第七のイ中「何県、何郡、何村、大字何、字何、何番地、何号のように詳しく記載する。」及び「代理人にあつては、何県、何郡、何村、大字何、字何、何番地、何号のように詳しく記載し、請求人にあつてはなるべく何県、何郡、何村、大字何、字何、何番地、何号のように記載する。」及び「特許法施行規則様式第二十の欄第七のイ中」

2  
〜  
11 （並）

びに商標法附則第十七条第一項において準用する特許法第百三十三条の二第一項（商標法第二十八条第三項において準用する特許法第七十一条第三項並びに商標法第六十一条（同法第六十八条第五項において準用する場合を含む。）及び同法附則第二十条（同法附則第二十三条）において準用する場合を含む。）において準用する特許法第七十四条第二項において準用する場合を含む。）」及び「特許法施行規則様式第二十の欄第七のイ中「何県、何郡、何村、大字何、字何、何番地、何号のように詳しく記載する。」及び「代理人にあつては、何県、何郡、何村、大字何、字何、何番地、何号のように詳しく記載し、請求人にあつてはなるべく何県、何郡、何村、大字何、字何、何番地、何号のように記載する。」及び「特許法施行規則様式第二十の欄第七のイ中」

2  
〜  
11 （並）

改正案	現行
<p>（実用新案登録原簿の記録）</p> <p>第二条の二（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 表示部には、実用新案権の表示をするほか、実用新案登録の訂正、特許法（昭和三十四年法律第二百一十一号）第四十六条の二第一項の規定による実用新案登録に基づく特許出願（以下単に「実用新案登録に基づく特許出願」という。）がされた旨、実用新案権の消滅及び審判又はその審判の確定審決に対する再審の確定審決に関する事項を記録しなければならない。</p> <p>4～8（略）</p> <p>（実用新案登録に基づく特許出願の基礎とされた実用新案登録に係る実用新案権の放棄による登録の抹消の申請書の様式）</p> <p>第二条の三 実用新案登録に基づく特許出願の基礎とされた実用新案登録に係る実用新案権について、放棄による登録の抹消を申請するときは、申請書は、様式第六により作成しなければならない。</p> <p>第二条の四（略）</p> <p>（実用新案登録の訂正の登録の方法）</p> <p>第二条の五（略）</p> <p>2 実用新案登録の訂正の登録（実用新案法第十四条の二第一項の訂正に係るものに限る。）をする場合において、登録実用新案の名称に変更があつたときは、変更後の名称を記録しなければならない。</p> <p>3 前項の規定により登録をする場合において当該実用新案権が信託財産に属するときは、同時に実用新案信託原簿に登録実用</p>	<p>（実用新案登録原簿の記録）</p> <p>第二条の二（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 表示部には、実用新案権の表示をするほか、実用新案登録の訂正、実用新案権の消滅及び審判又はその審判の確定審決に対する再審の確定審決に関する事項を記録しなければならない。</p> <p>4～8（略）</p> <p>第二条の三（略）</p> <p>（実用新案登録の訂正の登録の方法）</p> <p>第二条の四（略）</p>

新案の名称の変更の登録をしなければならない。

(実用新案登録に基づく特許出願がされた旨の登録の方法)

第二條の六 実用新案登録に基づく特許出願がされた旨を登録するとき、表示部に実用新案登録に基づく特許出願の願書を提出した年月日及び実用新案登録に基づく特許出願の番号を記録しなければならない。

改 正 案

現 行

第一章 総則（第一条 第八条）  
 第二章 電子情報処理組織による手続等（第九条 第三十五条）  
 第三章 予納（第三十六条 第四十一条の四）  
 第四章 登録情報処理機関等  
   第一節 登録情報処理機関（第四十二条 第五十四条）  
   第二節 登録調査機関（第五十五条 第六十条）  
   第三節 特定登録調査機関（第六十条の二 第六十条の十）  
 第五章 雑則（第六十一条）  
 附則

第一章 総則（第一条 第八条）  
 第二章 電子情報処理組織による手続等（第九条 第三十五条）  
 第三章 予納（第三十六条 第四十一条の四）  
 第四章 登録情報処理機関及び登録調査機関  
   第一節 登録情報処理機関（第四十二条 第五十四条）  
   第二節 登録調査機関（第五十五条 第六十条）  
   第三節 特定登録調査機関（第六十条の二 第六十条の五）  
 第五章 雑則（第六十一条）  
 附則

（識別番号の付与）

（識別番号の付与）

第三条（略）

第三条（略）

2（略）

2（略）

3 特許庁長官は、次の各号に掲げる手続（別表第一の第二欄に掲げる手続及びこれらに係る手続（平成十二年一月一日以後に拒絶査定等に対する審判を請求した事件が特許庁に係属している場合にする手続を除く。）を除く。）をした者（第一号から第八号までに掲げる手続をした者の代理人を含む。）、第六条第一項の包括委任状に係る代理人、第四十一条第一項の規定による届出に係る代理人、特許法施行規則第九条の二（実用新案法施行規則第二十三条第一項、意匠法施行規則第十九条第一項及び商標法施行規則第二十二條第一項において準用する場合を含む。）の規定による選任の届出に係る代理人（第一号から第五号まで、第七号及び第八号に掲げる手続（別表第一の第二欄に掲げる手続を除く。）をした者の代理人に限る。次条において同じ。）、大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成十年法律第五十二号。以下「大学等技術移転促進法」という。）第四条第四項の規定に

3 特許庁長官は、次の各号に掲げる手続（別表の第二欄に掲げる手続及びこれらに係る手続（平成十二年一月一日以後に拒絶査定等に対する審判を請求した事件が特許庁に係属している場合にする手続を除く。）を除く。）をした者（第一号から第八号までに掲げる手続をした者の代理人を含む。）、第六条第一項の包括委任状に係る代理人、第四十一条第一項の規定による届出に係る代理人、特許法施行規則第九条の二（実用新案法施行規則第二十三条第一項、意匠法施行規則第十九条第一項及び商標法施行規則第二十二條第一項において準用する場合を含む。）の規定による選任の届出に係る代理人（第一号から第五号まで、第七号及び第八号に掲げる手続（別表の第二欄に掲げる手続を除く。）をした者の代理人に限る。次条において同じ。）、大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成十年法律第五十二号。以下「大学等技術移転促進法」という。）第四条第四項の規定による公表

よる公表に係る承認事業者及び同法第十二条第三項（同法第十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定による通知に係る認定事業者に識別番号を付与し、これを通知するものとする。ただし、既に識別番号の付与を受けている者については、この限りでない。

一十三（略）

（包括委任状）

第六条 特定手続（第十条第五号、第四十三号（特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律（昭和五十三年法律第三十号）

以下「国際出願法」という。）第八条第四項、第十二条第三項又は第十八条第一項の手数料（以下「国際出願等に係る手数料」という。）を納付する場合に限る。）、第四十八号及び第五十四号から第五十八号までに掲げる手続を除く。）、特許法第十七条第一項若しくは第三項（法第四十一条第二項、意匠法第六十八条第二項並びに商標法第七十七条第二項及び同法附則第二十七条第二項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）若しくは特許法第三百三十三条第一項若しくは第二項（これらの規定を意匠法第五十二条並びに商標法第五十六条第一項（同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。）及び同法附則第十七条第一項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）、実用新案法第二条の二第一項若しくは第四項若しくは第六条の二、意匠法第六十条の三又は商標法第六十八条の四十若しくは同法附則第二十四条（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）の規定による第十条第一号から第四号まで、第六号から第四十二号まで、第四十三号（国際出願等に係る手数料の納付の申出に係るものを除く。）から第四十七号まで及び第四十九号から第五十一号までに掲げる手続の補正若しくはこれらの補正の補正（第十条第五十二号に掲げるものを除く。）又は第十九条第一項の規定による物件の提出をする際の特許法施行規則第四条の三（第五条の二第二

に係る承認事業者及び同法第十二条第三項（同法第十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定による通知に係る認定事業者に識別番号を付与し、これを通知するものとする。ただし、既に識別番号の付与を受けている者については、この限りでない。

一十三（略）

（包括委任状）

第六条 特定手続（第十条第五号、第四十三号（特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律（昭和五十三年法律第三十号）

以下「国際出願法」という。）第八条第四項、第十二条第三項又は第十八条第一項の手数料（以下「国際出願等に係る手数料」という。）を納付する場合に限る。）、第四十八号及び第五十一号から第五十五号までに掲げる手続を除く。）、特許法第十七条第一項若しくは第三項（法第四十一条第二項、意匠法第六十八条第二項並びに商標法第七十七条第二項及び同法附則第二十七条第二項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）若しくは特許法第三百三十三条第一項若しくは第二項（これらの規定を意匠法第五十二条並びに商標法第五十六条第一項（同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。）及び同法附則第十七条第一項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）、実用新案法第二条の二第一項若しくは第三項若しくは第六条の二、意匠法第六十条の三又は商標法第六十八条の四十若しくは同法附則第二十四条（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）の規定による第十条第一号から第四号まで、第六号から第四十二号まで及び第四十三号（国際出願等に係る手数料を納付する場合を除く。）から第四十七号までに掲げる手続の補正若しくはこれらの補正の補正（第十条第四十九号に掲げるものを除く。）又は第十九条第一項の規定による物件の提出をする際の特許法施行規則第四条の三（第五条の二第二項、実用新案法施行規則第二十三条第一項



項、実用新案法施行規則第二十三条第一項、意匠法、意匠法施行規則第十九条第一項及び商標法施行規則第二十二條第一項において準用する場合を含む。）の規定による証明については、あらかじめ特許庁長官に提出した事件を特定しない代理権を証明する書面（以下「包括委任状」という。）を援用してすることができる。

2）4（略）

（特定手続の指定）

第十条 法第三条第一項の経済産業省令で定める手続は、次に掲げる手続（別表第一の第二欄に掲げる手続及びこれらに係る同表の第三欄に掲げる手続並びに在外者が特許管理人によらないでする手続を除く。以下「特定手続」という。）とする。

一）四十二（略）

四十三 法第十五条第一項（法第十六条において準用する場合を含む。）の規定による特許料等又は手数料の納付に際しての申出（国際出願等に係る手数料にあつては第五号に掲げる手続に際しての手数料の納付の申出に限る。）並びに法第十五条第二項（法第十六条において準用する場合を含む。）の規定による特許料等又は手数料の返還に際しての申出（第四十九号から第五十一号までの返還の請求に係る場合に限る。）

四十四～四十八（略）

四十九 特許法第九十五條第九項の規定による出願審査の請求の手数料の返還の請求

五十 実用新案法第三十一条第一項に規定する登録料（実用新案登録を受けようとする者が納付するものに限る。）に関する同法第三十四條第一項に規定する登録料の返還の請求

五十一 第一号から第四号まで、第十五号、第十八号、第十九号、第二十三号、第二十六号、第三十号、第三十一号、第三十八号から第四十一号まで及び第五十二号に掲げる手続を行つた者が特許等関係法令の規定により当該特定手続に際して

、意匠法施行規則第十九条第一項及び商標法施行規則第二十二條第一項において準用する場合を含む。）の規定による証明については、あらかじめ特許庁長官に提出した事件を特定しない代理権を証明する書面（以下「包括委任状」という。）を援用してすることができる。

2）4（略）

（特定手続の指定）

第十条 法第三条第一項の経済産業省令で定める手続は、次に掲げる手続（別表第一の第二欄に掲げる手続及びこれらに係る同表の第三欄に掲げる手続並びに在外者が特許管理人によらないでする手続を除く。以下「特定手続」という。）とする。

一）四十二（略）

四十三 法第十五条第一項（法第十六条において準用する場合を含む。）の規定による特許料等又は手数料の納付に際しての申出（国際出願等に係る手数料にあつては第五号に掲げる手続に際しての手数料の納付の申出に限る。）

四十四～四十八（略）

納付した手数料に関する特許法第百九十五条第十一項、実用新案法第五十四条の二第十項、意匠法第六十七条第七項及び商標法第七十六条第七項に規定する過誤納の手数料の返還の請求

五十二 特許法第十七条第一項若しくは第三項（法第四十一条第二項、意匠法第六十八条第二項並びに商標法第七十七条第二項及び同法附則第二十七条第二項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。  
（若しくは特許法第百三十三条第一項若しくは第二項（これらの規定を意匠法第五十二条並びに商標法第五十六条第一項（同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。）及び同法附則第十七条第一項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）  
実用新案法第二条の二第一項若しくは第四項若しくは第六条の二、意匠法第六十条の三又は商標法第六十八条の四十若しくは同法附則第二十四条（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）の規定による第一号から第四号まで、第六号から第四十一号まで、第四十三号（国際出願等に係る手数料の納付の申出に係るものを除く。）から第四十七号まで及び第四十九号から第五十一号までに掲げる手続の補正又はこれらの補正の補正（代理権を証明する書面その他の物件の提出をその内容とするものを除く。））

五十三 第一号から第四号まで、第六号から第四十一号まで、第四十三号（法第十五条第一項（法第十六条において準用する場合を含む。）以下この号において同じ。）の規定による特許料等の納付の申出及び国際出願等に係る手数料の納付の申出並びに法第十五条第二項（法第十六条において準用する場合を含む。）以下この号において同じ。）の規定による特許料等の返還の申出に係るものを除く。）から第四十七号まで、第四十九号から第五十一号まで及び前号（第四十三号に掲げる手続（法第十五条第一項の規定による特許料等の納付の申出及び国際出願等に係る手数料の納付の申出並びに法第十五

四十九 特許法第十七条第一項若しくは第三項（法第四十一条第二項、意匠法第六十八条第二項並びに商標法第七十七条第二項及び同法附則第二十七条第二項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。  
（若しくは特許法第百三十三条第一項若しくは第二項（これらの規定を意匠法第五十二条並びに商標法第五十六条第一項（同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。）及び同法附則第十七条第一項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）  
実用新案法第二条の二第一項若しくは第三項若しくは第六条の二、意匠法第六十条の三又は商標法第六十八条の四十若しくは同法附則第二十四条（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）の規定による第一号から第四号まで、第六号から第四十一号まで及び第四十三号から第四十七号までに掲げる手続の補正又はこれらの補正の補正（代理権を証明する書面その他の物件の提出をその内容とするものを除く。））

五十 第一号から第四号まで、第六号から第四十一号まで、第四十三号（法第十五条第一項（法第十六条において準用する場合を含む。）以下この号において同じ。）の規定による特許料等の納付の申出に係るものを除く。）から第四十七号まで、及び前号（第四十三号に掲げる手続（法第十五条第一項の規定による特許料等の納付の申出に係るものに限る。））の補正又はその補正の補正に係るものを除く。）に掲げる手続をした者に対し、特許法第十八条の二第二項（法第四十一条第二項、実用新案法第二条の五第二項、意匠法第六十八条第二項並びに商標法第七十七条第二項及び同法附則第二十七条第

条第二項の規定による特許料等の返還の申出に係るものに限る。）の補正又はその補正の補正に係るものを除く。）に掲げる手続をした者に対し、特許法第十八条の第二項（法第四十一条第二項、実用新案法第二条の五第二項、意匠法第六十八条第二項並びに商標法第七十七条第二項及び同法附則第二十七条第二項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）又は特許法第百三十三条の第二項（意匠法第五十二条並びに商標法第五十六条第一項（同法附則第六十八条第四項において準用する場合を含む。））及び同法附則第十七条第一項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）の規定により提出の機会が与えられる弁明を記載した書面の提出

五十四～五十八（略）

（願書等の様式）  
第十一条（略）

	一～三（略）	手続	書類名	様式
		四	第十条第五十二号に規定する法第四十一条第二項において準用する特許法第十七条第三項の規定による手続の補正	（略）
五	第十条第五十四号又は第五十五号に規定する特許法第百八十六条第一項（実用新案法第五十五条第一項において準用する場合を含む。）、意匠法	（略）	（略）	

二項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）又は特許法第百三十三条の第二項（意匠法第五十二条並びに商標法第五十六条第一項（同法附則第六十八条第四項において準用する場合を含む。））及び同法附則第十七条第一項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定により提出の機会が与えられる弁明を記載した書面の提出

五十一～五十五（略）

（願書等の様式）  
第十一条（略）

	一～三（略）	手続	書類名	様式
		四	第十条第四十九号に規定する法第四十一条第二項において準用する特許法第十七条第三項の規定による手続の補正	（略）
五	第十条第五十一号又は第五十二号に規定する特許法第百八十六条第一項（実用新案法第五十五条第一項において準用する場合を含む。）、意匠法	（略）	（略）	

<p>第六十三条第一項又は商標法第七十二条第一項の規定による証明の請求（次号に掲げるものを除く。）</p>	六	<p>第十條第五十四号に規定する特許法第八十六条第一項（実用新案法第五十五条第一項において準用する場合を含む。）、意匠法第六十三条第一項又は商標法第七十二条第一項の規定による証明の請求のうち特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願又は商標登録出願若しくは防護標章登録出願についてパリ条約（千九百年十二月十四日にブラッセルで、千九百十一年六月二日にワシントンで、千九百二十五年十一月六日にヘーグで、千九百三十四年六月二日にロンドンで、千九百五十八年十月三十一日にリスボンで及び千九百六十七年七月十四日にストツクホルムで改正された工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約をいう。以下同じ。）の同盟国、世界貿易機関の加盟国若しくは商標法条約の締結国又は特許法第四十三条の二第二項の特定国において</p>	(略)
	(略)		(略)
<p>第六十三条第一項又は商標法第七十二条第一項の規定による証明の請求（次号に掲げるものを除く。）</p>	六	<p>第十條第五十一号に規定する特許法第八十六条第一項（実用新案法第五十五条第一項において準用する場合を含む。）、意匠法第六十三条第一項又は商標法第七十二条第一項の規定による証明の請求のうち特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願又は商標登録出願若しくは防護標章登録出願についてパリ条約（千九百年十二月十四日にブラッセルで、千九百十一年六月二日にワシントンで、千九百二十五年十一月六日にヘーグで、千九百三十四年六月二日にロンドンで、千九百五十八年十月三十一日にリスボンで及び千九百六十七年七月十四日にストツクホルムで改正された工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約をいう。以下同じ。）の同盟国、世界貿易機関の加盟国若しくは商標法条約の締結国又は特許法第四十三条の二第二項の特定国において</p>	(略)
	(略)		(略)

十一 二十 (略)	十	九	八	七	優先権を主張するための書類 についての証明の請求
	第十条第五十八号に規定する 法第十二条第二項の規定によ る書類の交付の請求	第十条第五十七号に規定する 法第十二条第一項の規定によ る同項第二号に掲げる事項に ついての閲覧の請求	第十条第五十七号に規定する 法第十二条第一項の規定によ る同項第一号に掲げる事項に ついての閲覧の請求	第十条第五十六号に規定する 特許法第八十六条第一項（ 実用新案法第五十五条第一項 において準用する場合を含む 。）、意匠法第六十三条第一 項又は商標法第七十二条第一 項の規定による特許原簿、実 用新案原簿、意匠原簿若しく は商標原簿のうち磁気テー プをもって調製した部分に記録 されている事項を記載した書 類の交付の請求	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

十一 二十 (略)	十	九	八	七	優先権を主張するための書類 についての証明の請求
	第十条第五十五号に規定する 法第十二条第二項の規定によ る書類の交付の請求	第十条第五十四号に規定する 法第十二条第一項の規定によ る同項第二号に掲げる事項に ついての閲覧の請求	第十条第五十四号に規定する 法第十二条第一項の規定によ る同項第一号に掲げる事項に ついての閲覧の請求	第十条第五十三号に規定する 特許法第八十六条第一項（ 実用新案法第五十五条第一項 において準用する場合を含む 。）、意匠法第六十三条第一 項又は商標法第七十二条第一 項の規定による特許原簿、実 用新案原簿、意匠原簿若しく は商標原簿のうち磁気テー プをもって調製した部分に記録 されている事項を記載した書 類の交付の請求	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(物件の提出)  
第十九条 (略)

一、十五 (略)

十六 現金手続省令第六条第一項の規定により提出すべき歳入徴収官事務規定(昭和二十七年大蔵省令第四百十一号)別紙第四号の十二書式の納付済証(特許庁提出用)

十七 (略)  
2、4 (略)

(特定処分等の指定)

第二十三条 (略)

一 (略)

イ 第十条の規定による特定手続(第一号から第四号まで、第六号から第四十二号まで、第四十三号(国際出願等に係る手数料の納付の申出に係るものを除く。))から第四十七号まで及び第四十九号から第五十二号までに掲げるものに限る。

ロ、又 (略)

ル 特許法施行規則第十三条の二第一項若しくは第十三条の三第一項、実用新案法施行規則第二十二条第一項若しくは第二十二条の二第一項又は商標法施行規則第十九条第一項の規定による情報の提供

ヲ (略)

カ (略)

特許法第十七条第一項若しくは第三項(法第四十一条第二項、意匠法第六十八条第二項並びに商標法第七十七条第二項及び同法附則第二十七条第二項(同法附則第二十三条において準用する場合を含む。))において準用する場合を

(物件の提出)  
第十九条 (略)

一、十五 (略)

十六 現金手続省令第六条第一項の規定により提出すべき電子情報処理組織を使用して処理する場合における歳入関係事務の取扱いの特例に関する省令(昭和五十二年大蔵省令第四十三号。以下「歳入関係事務特例省令」という。))別紙第二号の二書式の納付済証(特許庁提出用)

十七 (略)  
2、4 (略)

(特定処分等の指定)

第二十三条 (略)

一 (略)

イ 第十条の規定による特定手続(第一号から第四号まで、第六号から第四十二号まで、第四十三号(国際出願等に係る手数料を納付する場合を除く。))から第四十七号まで及び第四十九号に掲げるものに限る。

ロ、又 (略)

ル 特許法施行規則第十三条の二第一項若しくは第十三条の三第一項又は商標法施行規則第十九条第一項の規定による情報の提供

ヲ (略)

カ 実用新案法施行規則第二十二条第一項の規定による刊行物等の提出

カ (略)

特許法第十七条第一項若しくは第三項(法第四十一条第二項、意匠法第六十八条第二項並びに商標法第七十七条第二項及び同法附則第二十七条第二項(同法附則第二十三条において準用する場合を含む。))において準用する場合を

含む。この号ヨにおいて同じ。）若しくは特許法第百三十三條第二項（意匠法第五十二條並びに商標法第五十六條第一項（同法第六十八條第四項において準用する場合を含む。この号ヨにおいて同じ。）及び同法附則第十七條第一項（同法附則第二十三條において準用する場合を含む。この号ヨにおいて同じ。）において準用する場合を含む。）  
、実用新案法第二條の二第一項若しくは第四項、意匠法第六十條の三又は商標法第六十八條の四十若しくは同法附則第二十四條（同法附則第二十三條において準用する場合を含む。この号ヨにおいて同じ。）の規定によるこの号ヨからカまでに掲げる手続の補正又はこれらの補正の補正

ヨ 特許法第十七條第一項若しくは第三項若しくは第百三十三條第一項若しくは第二項（これらの規定を意匠法第五十二條並びに商標法第五十六條第一項及び同法附則第十七條第一項において準用する場合を含む。）  
、実用新案法第二條の二第一項若しくは第六條の二、意匠法第六十條の三又は商標法第六十八條の四十若しくは同法附則第二十四條の規定による第十條第一号から第四号まで、第六号から第四十一号まで、第四十三号（国際出願等に係る手数料の納付の申出に係るものを除く。）から第四十七号まで及び第四十九号から第五十一号までに掲げる手続の補正又はこれらの補正の補正（第十條第五十二号に掲げるものを除く。）

二 法第七條第三項、特許法第十八條（法第四十一條第二項、意匠法第六十八條第二項並びに商標法第七十七條第二項及び同法附則第二十七條第二項（同法附則第二十三條において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）又は実用新案法第二條の三の規定による前号イからヨまでに規定する手続の却下の処分

三 特許法第十八條の二第一項（法第四十一條第二項、実用新案法第二條の五第二項、意匠法第六十八條第二項並びに商標法第七十七條第二項及び同法附則第二十七條第二項（同法附

含む。この号外において同じ。）若しくは特許法第百三十三條第二項（意匠法第五十二條並びに商標法第五十六條第一項（同法第六十八條第四項において準用する場合を含む。この号外において同じ。）及び同法附則第十七條第一項（同法附則第二十三條において準用する場合を含む。この号外において同じ。）において準用する場合を含む。）  
、実用新案法第二條の二第一項若しくは第三項、意匠法第六十條の三又は商標法第六十八條の四十若しくは同法附則第二十四條（同法附則第二十三條において準用する場合を含む。この号外において同じ。）の規定によるこの号ヨからカまでに掲げる手続の補正又はこれらの補正の補正

外 特許法第十七條第一項若しくは第三項若しくは第百三十三條第一項若しくは第二項（これらの規定を意匠法第五十二條並びに商標法第五十六條第一項及び同法附則第十七條第一項において準用する場合を含む。）  
、実用新案法第二條の二第一項若しくは第三項若しくは第六條の二、意匠法第六十條の三又は商標法第六十八條の四十若しくは同法附則第二十四條の規定による第十條第一号から第四号まで、第六号から第四十一号まで及び第四十三号（国際出願等に係る手数料を納付する場合を除く。）から第四十七号までに掲げる手続の補正又はこれらの補正の補正（第十條第四十九号に掲げるものを除く。）

二 法第七條第三項、特許法第十八條（法第四十一條第二項、意匠法第六十八條第二項並びに商標法第七十七條第二項及び同法附則第二十七條第二項（同法附則第二十三條において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）又は実用新案法第二條の三の規定による前号イから外までに規定する手続の却下の処分

三 特許法第十八條の二第一項（法第四十一條第二項、実用新案法第二條の五第二項、意匠法第六十八條第二項並びに商標法第七十七條第二項及び同法附則第二十七條第二項（同法附

則第二十三条において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。( )の規定による第三十四条の二第六号、第七号、第十三号、第十四号、第十八号、第十九号及び第二十三号から第二十五号までに掲げる特許料等の納付の申出(法第十五条第一項(第十六条において準用する場合を含む。))の規定による見込額からの納付を除く。( )及び第一号イからヨまでに規定する手続の却下の処分

四六 (略)

七 審判長、審判官又は審査官が行う審決、査定若しくは決定又はこれらの取消し(次のイからハまでに掲げるものを除く。)

イハ (略)

(削除)

二 (略)

ホ 商標法第六十八条の十第一項に規定する国際商標登録出願(以下「国際商標登録出願」という。 )又は国際登録に基づく商標権に係る審判についての審決、決定又は決定の取消し

ヘ (略)

八・九 (略)

(特定通知等の指定)

第二十三条の四 (略)

一 法第七条第二項、特許法第十七条第三項(法第四十一条第二項、意匠法第六十八条第二項並びに商標法第七十七条第二項及び同法附則第二十七条第二項(同法附則第二十三条において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。

(若しくは特許法第三百三十三条第一項若しくは第二項(これらの規定を意匠法第五十二条並びに商標法第五十六条第一項(同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。以下

則第二十三条において準用する場合を含む。( )において準用する場合を含む。( )の規定による第三十四条の二に規定する特許料等の納付の申出及び第一号イから夕までに規定する手続の却下の処分

四六 (略)

七 審判長、審判官又は審査官が行う審決、査定若しくは決定又はこれらの取消し(次のイからトまでに掲げるものを除く。)

イハ (略)

二 商標法第六十八条の十第一項に規定する国際商標登録出願(以下「国際商標登録出願」という。 )についての査定又は決定

ホ (略)

ヘ 国際商標登録出願又は国際登録に基づく商標権に係る審判についての審決、決定又は決定の取消し

ト (略)

八・九 (略)

(特定通知等の指定)

第二十三条の四 (略)

一 法第七条第二項、特許法第十七条第三項(法第四十一条第二項、意匠法第六十八条第二項並びに商標法第七十七条第二項及び同法附則第二十七条第二項(同法附則第二十三条において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。

(若しくは特許法第三百三十三条第一項若しくは第二項(これらの規定を意匠法第五十二条並びに商標法第五十六条第一項(同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。以下



この条において同じ。)及び同法附則第十七条第一項(同法附則第二十三条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)において準用する場合を含む。)又は実用新案法第二条の二第四項若しくは第六条の二の規定による第二十三条第一号イからヨまでに規定する手続及び第三十四条の二第六号、第七号、第十三号、第十四号、第十八号、第十九号及び第二十三号から第二十五号までに掲げる特許料等の納付の申出(法第十五条第一項(第十六条において準用する場合を含む。)(の規定による見込額からの納付を除く。))の補正の命令

二 特許法第十八条の二第二項(法第四十一条第二項、実用新案法第二条の五第二項、意匠法第六十八条第二項並びに商標法第七十七条第二項及び同法附則第二十七条第二項(同法附則第二十三条において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)又は特許法第百三十三条の二第二項(意匠法第五十二条並びに商標法第五十六条第一項及び同法附則第十七条第一項において準用する場合を含む。)(の規定による第二十三条第一号イからヨまでに規定する手続及び第三十四条の二第六号、第七号、第十三号、第十四号、第十八号、第十九号及び第二十三号から第二十五号までに掲げる特許料等の納付の申出(法第十五条第一項(第十六条において準用する場合を含む。)(の規定による見込額からの納付を除く。))をした者に対する却下の理由の通知

三十九 (略)

二十 特許法第百八十九条(実用新案法第五十五条第二項、意匠法第六十八条第五項及び商標法第七十七条第五項において準用する場合を含む。)(の規定による特許法施行規則第十六条(実用新案法施行規則第二十三条第一項、意匠法施行規則第十九条第一項及び商標法施行規則第二十二条第一項において準用する場合を含む。))に規定する特許法第十八条(法第四十一条第二項、意匠法第六十八条第二項並びに商標法第七十七条第二項及び同法附則第二十七条第二項(同法附則第二

この条において同じ。)及び同法附則第十七条第一項(同法附則第二十三条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)において準用する場合を含む。)又は実用新案法第二条の二第三項若しくは第六条の二の規定による第二十三条第一号イから夕までに規定する手続及び第三十四条の二に規定する特許料等の納付の申出の補正の命令

二 特許法第十八条の二第二項(法第四十一条第二項、実用新案法第二条の五第二項、意匠法第六十八条第二項並びに商標法第七十七条第二項及び同法附則第二十七条第二項(同法附則第二十三条において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)又は特許法第百三十三条の二第二項(意匠法第五十二条並びに商標法第五十六条第一項及び同法附則第十七条第一項において準用する場合を含む。)(の規定による第二十三条第一号イから夕までに規定する手続及び第三十四条の二に規定する特許料等の納付の申出をした者に対する却下の理由の通知

三十九 (略)

二十 特許法第百八十九条(実用新案法第五十五条第二項、意匠法第六十八条第五項及び商標法第七十七条第五項において準用する場合を含む。)(の規定による特許法施行規則第十六条(実用新案法施行規則第二十三条第一項、意匠法施行規則第十九条第一項及び商標法施行規則第二十二条第一項において準用する場合を含む。))に規定する特許法第十八条(法第四十一条第二項、意匠法第六十八条第二項並びに商標法第七十七条第二項及び同法附則第二十七条第二項(同法附則第二

十三条において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。)、特許法第十八条の二第一項(法第四十一条第二項、実用新案法第二条の五第二項、意匠法第六十八条第二項並びに商標法第七十七条第二項及び同法附則第二十七条第二項(同法附則第二十三条において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)、特許法第百三十三条第三項(意匠法第五十二条並びに商標法第五十六条第一項及び同法附則第十七条第一項において準用する場合を含む。)、特許法第百三十三条の二第一項(意匠法第五十二条並びに商標法第五十六条第一項及び同法附則第十七条第一項において準用する場合を含む。)、特許法第百八十四条の五第三項(実用新案法第四十八条の五第三項において準用する場合を含む。)(若しくは同法第二条の三の規定による特定手続又は第二十三条第一号口から㊦までに規定する手続の却下の処分の謄本の送達

二十一 (略)

二十二 実用新案法第十二条第七項の規定による通知

二十三 実用新案法第十三条第二項の規定による通知

二十四 実用新案法第十二条第四項の規定により作成された実用新案技術評価書に関する実用新案法第十三条第三項の規定による謄本の送達

二十五 (略)

(磁気ディスクに添付する物件)

第二十九条 第二十五条の規定による磁気ディスクの提出により特定手続を行うときは、特許等関係法令の規定により当該特定手続に際して特許庁に提出すべきものとされている第十九条第一項第一号から第九号まで及び第十一号から第十六号までに掲げる物件(第十九条第三項に規定する場合を除く。))については様式第三十二により作成した手続補足書を、同項第十号に掲げる物件については特許法施行規則様式第二十二により作成した物件提出書を当該磁気ディスクに添付しなければならない。

十三条において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)、特許法第十八条の二第一項(法第四十一条第二項、実用新案法第二条の五第二項、意匠法第六十八条第二項並びに商標法第七十七条第二項及び同法附則第二十七条第二項(同法附則第二十三条において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)、特許法第百三十三条第三項(意匠法第五十二条並びに商標法第五十六条第一項及び同法附則第十七条第一項において準用する場合を含む。)、特許法第百三十三条の二第一項(意匠法第五十二条並びに商標法第五十六条第一項及び同法附則第十七条第一項において準用する場合を含む。)、特許法第百八十四条の五第三項(実用新案法第四十八条の五第三項において準用する場合を含む。)(若しくは同法第二条の三の規定による特定手続又は第二十三条第一号口から㊦までに規定する手続の却下の処分の謄本の送達

二十一 (略)

二十二 実用新案法第十二条第二項の規定により作成された実用新案技術評価書に関する実用新案法施行規則第九条の規定による謄本の送付

二十三 (略)

(磁気ディスクに添付する物件)

第二十九条 第二十五条の規定による磁気ディスクの提出により特定手続を行うときは、特許等関係法令の規定により当該特定手続に際して特許庁に提出すべきものとされている第十九条第一項第一号から第九号まで及び第十一号から第十六号までに掲げる物件については様式第三十二により作成した手続補足書を、同項第十号に掲げる物件については特許法施行規則様式第二十二により作成した物件提出書を当該磁気ディスクに添付しなければならない。

(書面の提出による手続の指定)

第三十条 法第七条第一項の経済産業省令で定める手続は、第十条第一号から第四号まで、第六号から第四十二号まで、第四十三号(手数料(国際出願等に係る手数料を除く。))の納付に関するものに限る。)、第四十四号から第四十七号まで及び第五十二号(手数料の納付のみの補正をその内容とするものを除く。))に掲げる特定手続(以下「指定特定手続」という。))とする。

(登録情報処理機関に対してする磁気ディスクへの記録の求め)

第三十四条 法第七条第一項及び第九条第三項の規定により、登録情報処理機関に対し指定特定手続に係る書面に記載された事項を磁気ディスクに記録することを求める者は、登録情報処理機関に対し、次に掲げる事項を記載した書面を提出しなければならぬ。

一〜四 (略)

(指定特定手続以外の指定特定手続等の指定)

第三十四条の二 法第八条第一項の経済産業省令で定める手続は、次に掲げる手続に係る手続(第一号から第五号まで、第八号、第十一号、第十二号、第十七号、第二十一号、第二十二号、第二十七号及び第三十号から第三十二号までに掲げる手続であつて別表第一の第二欄に掲げる手続に係る手続(平成十二年一月一日以後に拒絶査定等に対する審判を請求した事件が特許庁に係属している場合にする手続を除く。))並びに第六号、第七号、第十三号、第十四号、第十八号、第十九号、第二十三号から第二十五号まで及び第三十四号に掲げる手続であつて法の施行の日前にされたものを除く。))とする。

一〜四 (略)

五 特許法第四十三条第二項(同法第四十三条の二第三項(実

(書面の提出による手続の指定)

第三十条 法第七条第一項の経済産業省令で定める手続は、第十条第一号から第四号まで、第六号から第四十二号まで、第四十三号(手数料(国際出願等に係る手数料を除く。))の納付に関するものに限る。)、第四十四号から第四十七号まで及び第四十九号(手数料の納付のみの補正をその内容とするものを除く。))に掲げる特定手続(以下「指定特定手続」という。))とする。

(指定情報処理機関に対してする磁気ディスクへの記録の求め)

第三十四条 法第七条第一項及び第九条第三項の規定により、指定情報処理機関に対し指定特定手続に係る書面に記載された事項を磁気ディスクに記録することを求める者は、指定情報処理機関に対し、次に掲げる事項を記載した書面を提出しなければならぬ。

一〜四 (略)

(指定特定手続以外の指定特定手続等の指定)

第三十四条の二 法第八条第一項の経済産業省令で定める手続は、次に掲げる手続に係る手続(第一号から第五号まで、第八号から第十号まで、第十三号、第十四号、第十七号、第十八号、第二十二号及び第二十五号から第二十七号までに掲げる手続であつて別表第一の第二欄に掲げる手続に係る手続(平成十二年一月一日以後に拒絶査定等に対する審判を請求した事件が特許庁に係属している場合にする手続を除く。))並びに第六号、第七号、第十一号、第十二号、第十五号、第十六号、第十九号から第二十一号まで及び第二十九号に掲げる手続であつて法の施行の日前にされたものを除く。))とする。

一〜四 (略)

五 特許法第四十三条第二項(同法第四十三条の二第三項、実

用新案法第十一条第一項、意匠法第十五条第一項及び商標法第十三条第一項（同法第六十八条第一項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定による優先権書類の提出

六〇八（略）

九 特許法第九十五条第九項の規定による出願審査の請求の手数料の返還の請求

十 特許法第九十五条第十一項に規定する過誤納の手数料の返還の請求（第十条第一号、第十八号、第十九号、第二十六号、第三十号、第三十一号、第三十八号から第四十一号まで及び第五十二号に掲げる手続を行った者が特許法第九十五条第一項及び第二項の規定により当該特定手続に際して納付した手数料に関するものに限る。）

十一 特許法施行規則第十三条の二第二項若しくは第十三条の三第一項、実用新案法施行規則第二十二条第一項若しくは第二十二條の二第一項又は商標法施行規則第十九条第一項の規定による情報の提供

十二〇十四（略）

削除

十五 実用新案法第三十一条第一項に規定する登録料（実用新案登録を受けようとする者が納付するものに限る。）に関する同法第三十四条第一項に規定する登録料の返還の請求

十六 実用新案法第五十四条の二第十項に規定する過誤納の手数料の返還の請求（第十条第二号、第十八号、第二十三号、第三十号、第三十一号、第三十八号から第四十号まで及び第五十二号に掲げる手続を行った者が実用新案法第五十四条第一項及び第二項の規定により当該特定手続に際して納付した手数料に関するものに限る。）

十七〇十九（略）

二十 意匠法第六十七条第七項に規定する過誤納の手数料の返還の請求（第十条第三号、第十五号、第十八号、第二十六号、第三十八号から第四十一号まで及び第五十二号に掲げる手

用新案法第十一条第一項、意匠法第十五条第一項及び商標法第十三条第一項において準用する場合を含む。）の規定による優先権書類の提出

六〇八（略）

九 特許法施行規則第十三条の二第二項若しくは第十三条の三第一項又は商標法施行規則第十九条第一項の規定による情報の提供

十二〇十二（略）

十三（略）

十四〇十六（略）

続を行つた者が意匠法第六十七条第一項及び第二項の規定により当該特定手続に際して納付した手数料に関するものに限る。）

二十一～二十五（略）

二十六 商標法第七十六条第七項に規定する過誤納の手数料の返還の請求（第十条第四号、第十八号、第二十六号、第三十八号から第四十一号まで及び第五十二号に掲げる手続を行つた者が商標法第七十六条第一項及び第二項の規定により当該特定手続に際して納付した手数料に関するものに限る。）

二十七～二十九（略）

三十 特許法第十七条第一項若しくは第三項（法第四十一条第二項、意匠法第六十八条第二項並びに商標法第七十七条第二項及び同法附則第二十七条第二項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。

第三十一号において同じ。）若しくは特許法第三百三十三条第一項若しくは第二項（これらの規定を意匠法第五十二条並びに商標法第五十六条第一項（同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。第三十一号において同じ。）及び同法附則第十七条第一項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。第三十一号において同じ。））において準用する場合を含む。）、実用新案法第二条の二第一項若しくは第四項、意匠法第六十条の三又は商標法第六十八条の四十若しくは同法附則第二十四条（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。第三十一号において同じ。）の規定による第一号から第二十八号まで及び前号（国際出願に係る物件の提出を除く。）までに掲げる手続の補正又はこれらの補正の補正

三十一 特許法第十七条第一項若しくは第三項若しくは特許法第三百三十三条第一項若しくは第二項（これらの規定を意匠法第五十二条並びに商標法第五十六条第一項及び同法附則第二十七条第一項において準用する場合を含む。）、実用新案法第二条の二第一項若しくは第四項若しくは第六条の二、意匠法

十七～二十一（略）

二十二～二十四

二十五 特許法第十七条第一項若しくは第三項（法第四十一条第二項、意匠法第六十八条第二項並びに商標法第七十七条第二項及び同法附則第二十七条第二項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。

第二十六号において同じ。）若しくは特許法第三百三十三条第一項若しくは第二項（これらの規定を意匠法第五十二条並びに商標法第五十六条第一項（同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。第二十六号において同じ。）及び同法附則第十七条第一項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。第二十六号において同じ。））において準用する場合を含む。）、実用新案法第二条の二第一項若しくは第三項、意匠法第六十条の三又は商標法第六十八条の四十若しくは同法附則第二十四条（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。第二十六号において同じ。）の規定による第一号から第二十三号まで及び前号（国際出願に係る物件の提出を除く。）までに掲げる手続の補正又はこれらの補正の補正

二十六 特許法第十七条第一項若しくは第三項若しくは特許法第三百三十三条第一項若しくは第二項（これらの規定を意匠法第五十二条並びに商標法第五十六条第一項及び同法附則第二十七条第一項において準用する場合を含む。）、実用新案法第二条の二第一項若しくは第三項若しくは第六条の二、意匠法

第六十条の三又は商標法第六十八条の四十若しくは同法附則第二十四条の規定による第十条第一号から第四号まで、第六号から第四十一号まで及び第四十三号（国際出願等に係る手数料の納付の申出に係るものを除く。）から第四十七号及び第四十九号から第五十一号までに掲げる手続の補正又はこれらの補正の補正（手数料の納付のみの補正、代理権を証明する書面その他の物件の提出をその内容とするものに限る。）

三十一 第十条第一号から第四号まで、第六号から第四十一号まで、第四十三号（法第十五条第一項（法第十六条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による特許料等の納付の申出及び国際出願等に係る手数料の納付の申出並びに法第十五条第二項（法第十六条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による特許料等の返還の申出に係るものを除く。）から第四十七号まで、第四十九号から第五十一号まで及び第五十二号（第四十三号に掲げる手続（法第十五条第一項の規定による特許料等の納付の申出及び国際出願等に係る手数料の納付の申出並びに法第十五条第二項の規定による特許料等の返還の申出に係るものに限る。）の補正又はその補正の補正に係るものを除く。）並びに第一号から第二十八号まで、第二十九号（国際出願に係る物件の提出を除く。）、第三十号及び前号までに掲げる手続をした者に対し、特許法第十八条の二第二項（法第四十一条第二項、実用新案法第二条の五第二項、意匠法第六十八条第二項並びに商標法第七十七条第二項及び同法附則第二十七条第二項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）又は特許法第二百三十三条の二第二項（意匠法第五十二条並びに商標法第五十六条第一項（同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。））及び同法附則第十七条第一項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定により提出の機会が与えられる弁明を記載した書面の提出

第六十条の三又は商標法第六十八条の四十若しくは同法附則第二十四条の規定による第十条第一号から第四号まで、第六号から第四十一号まで及び第四十三号から第四十七号までに掲げる手続の補正又はこれらの補正の補正（手数料の納付のみの補正、代理権を証明する書面その他の物件の提出をその内容とするものに限る。）

二十七 第十条第一号から第四号まで、第六号から第四十一号まで、第四十三号（法第十五条第一項（法第十六条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による特許料等の納付の申出に係るものを除く。）から第四十七号まで及び第四十九号（第四十三号に掲げる手続（法第十五条第一項の規定による特許料等の納付の申出に係るものに限る。）の補正又はその補正の補正に係るものを除く。）並びに第一号から第二十三号まで、第二十四号（国際出願に係る物件の提出を除く。）、第二十五号及び前号までに掲げる手続をした者に対し、特許法第十八条の二第二項（法第四十一条第二項、実用新案法第二条の五第二項、意匠法第六十八条第二項並びに商標法第七十七条第二項及び同法附則第二十七条第二項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）又は特許法第二百三十三条の二第二項（意匠法第五十二条並びに商標法第五十六条第一項（同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。））及び同法附則第十七条第一項（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）の規定により提出の機会が与えられる弁明を記載した書面の提出

三十三・三十四 (略)

(ファイルに記録されている事項の閲覧に係る手続の指定)  
第三十四条の五 法第十二条第一項第一号の経済産業省令で定める手続は、第十条第一号から第四号まで、第六号から第四十一号まで、第四十四号から第四十七号まで及び第四十九号から第五十三号までに掲げる手続とする。

(読み取り専用光ディスク等による公報の発行)

第三十五条 法第十三条第一項に規定する磁気ディスクは、読み取り専用光ディスクとする。

2) 法第十三条第二項の規定により特許公報等に掲載すべき事項であつて特許庁の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報を電子情報処理組織を使用して送信する場合には、当該情報に電子署名(電子署名及び認証業務に関する法律(平成十二年法律第百二号)第二条第一項に規定する電子署名をいう。)を行い、インターネットに接続された自動公衆送信装置(公衆の用に供する電気通信回線に接続することにより、その記録媒体のうち自動公衆送信(公衆によつて直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行う)ことをいひ、放送又は有線放送に該当するものを除く。以下この項において同じ。)の用に供する部分に記録され、又は当該装置に入力される情報を自動公衆送信する機能を有する装置をいう。)を使用するものとする。

(見込額の予納に係る手続の指定)

第三十八条の二 法第十四条第一項(法第十六条において準用する場合を含む。)の経済産業省令で定める手続は、第十条第一号から第五号まで、第十五号、第十八号、第十九号、第二十三号、第二十六号、第三十号、第三十一号、第三十八号から第四十二号まで、第五十二号又は第五十四号から第五十八号までに掲げる特定手続とする。

二十八・二十九 (略)

(ファイルに記録されている事項の閲覧に係る手続の指定)  
第三十四条の五 法第十二条第一項第一号の経済産業省令で定める手続は、第十条第一号から第四号まで、第六号から第四十一号まで、第四十四号から第四十七号まで、第四十九号及び第五十号に掲げる手続とする。

(読み取り専用光ディスクによる公報の発行)

第三十五条 法第十三条に規定する磁気ディスクは、読み取り専用光ディスクとする。

(見込額の予納に係る手続の指定)

第三十八条の二 法第十四条第一項(法第十六条において準用する場合を含む。)の経済産業省令で定める手続は、第十条第一号から第五号まで、第十五号、第十八号、第十九号、第二十三号、第二十六号、第三十号、第三十一号、第三十八号から第四十二号まで、第四十九号又は第五十一号から第五十五号までに掲げる特定手続とする。

(委任による見込額からの納付の申出)

第四十一条 予納者は、委任による代理人により法第十五条第一項及び第二項の規定による申出をする場合にあつては、あらかじめ特許庁長官にその代理人を届け出るものとする。

2 (略)

(登録の申請)

第五十五条 (略)

(調査報告)

第六十条の二 法第三十九条の二の調査報告の記載事項は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 調査報告番号
- 二 特定登録調査機関の名称及び登録番号
- 三 特定登録調査機関の登録の区分
- 四 先行技術調査業務を行った技術の分野
- 五 先行技術調査業務を行った年月日
- 六 先行技術調査業務を行った調査業務実施者の氏名
- 七 その調査報告に係る特許出願の番号
- 八 その調査報告に係る特許出願の特許請求の範囲
- 九 先行技術調査に際して行った技術の検索の条件及び結果
- 十 調査報告の交付年月日
- 十一 その他必要な事項

第六十条の三 (略)

2 前項の申請書には、登記事項証明書又はこれに準ずるものを添付しなければならない。

第六十条の四 (略)

第六十条の五 (略)

(委任による見込額からの納付の申出)

第四十一条 予納者は、委任による代理人により法第十五条第一項の規定による申出をする場合にあつては、あらかじめ特許庁長官にその代理人を届け出るものとする。

2 (略)

(指定の申請)

第五十五条 (略)

第六十条の二 (略)

2 前項の申請書には、登記簿の抄本又はこれに準ずるものを添付しなければならない。

第六十条の三 (略)

第六十条の四 (略)



(業務の休廃止の届出)

第六十条の六 特定登録調査機関は、法第三十九条の八の規定により先行技術調査業務の全部又は一部の休止又は廃止の届出をするときは、次に掲げる事項を記載した届出書の特許庁長官に提出しなければならない。

- 一 休止し、又は廃止しようとする先行技術調査業務の区分
- 二 休止し、又は廃止しようとする年月日
- 三 休止しようとする場合にあつては、その期間
- 四 休止又は廃止の理由

(帳簿の記載)

第六十条の七 法第三十九条の十一において準用する法第三十一条第一項の経済産業省令で定める事項は、法第三十九条の二の規定により行つた先行技術調査業務に係る特許出願の件数及び番号並びに交付した調査報告の調査報告番号とする。

2| 法第三十九条の十一において準用する法第三十一条第一項の帳簿は、先行技術調査業務の全部を廃止するまで保存しなければならない。

(電磁的方法による保存)

第六十条の八 前条第一項に掲げる事項が、電磁的方法により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして保存されるときは、当該記録の保存をもつて法第三十九条の十一において準用する法第三十一条第二項に規定する当該事項が記載された帳簿の保存に代えることができる。

2| 前項の規定による保存をする場合には、経済産業大臣が定める基準を確保するよう努めなければならない。

(調査報告の提出)

第六十条の九 特定登録調査機関は、先行技術調査業務を実施し

たときは、遅滞なく、調査報告を特許庁長官に提出しなければならない。

(準用)

第六十条の十、第四十二条の二、第四十三条及び第四十八条の規定は、特定登録調査機関に準用する。この場合において、第四十二条の二中「前条」とあるのは「第六十条の三及び第六十条の四」と、第四十三条第一号中「情報処理業務」とあるのは「先行技術調査業務」と読み替えるものとする。

別表第一(第二条、第三条、第四条、第十条、第二十三条、第二十三条の四、第三十四条の二関係)

一	(一)法の施行の日(以下「施行日」という。)前にされた特許出願及び実用新案登録出願(施行日以後にされた特許出願及び実用新案登録出願であつて、特許法第四十四条第二項(同法第四十六条第五項及び実用新案法第十条第一項において準用する場合を含む。)、実用新案法第十条第三項又は旧特許法第四十五条第六項若しくは第五十三条第四項(旧特許法第五十九条第一項(旧特許法第七十四条第一項(旧実用新案法第四十五条において準用する場合を含む。))及び第五十	第十条第七号、第八号、第十一号から第十三号まで、第十六号から第二十二号まで、第三十八号から第四十号まで、第四十三号(手数料の納付に關するものに限る。)、第四十四号から第四十七号まで及び第五十	(略)
---	---	---	-----

(準用)

第六十条の五、第四十二条の二の規定は、特定登録調査機関に用する。この場合において、第四十二条の二中「前条」とあるのは「第六十条の三及び第六十条の四」と読み替えるものとする。

別表第一(第二条、第三条、第四条、第十条、第二十三条、第二十三条の四、第三十四条の二関係)

一	(一)法の施行の日(以下「施行日」という。)前にされた特許出願及び実用新案登録出願(施行日以後にされた特許出願及び実用新案登録出願であつて、特許法第四十四条第二項(同法第四十六条第五項及び実用新案法第十条第一項において準用する場合を含む。)、実用新案法第十条第三項又は旧特許法第四十五条第六項若しくは第五十三条第四項(旧特許法第五十九条第一項(旧特許法第七十四条第一項(旧実用新案法第四十五条において準用する場合を含む。))及び第四十九	第十条第七号、第八号、第十一号から第十三号まで、第十六号から第二十二号まで、第三十八号から第四十号まで、第四十三号(手数料の納付に關するものに限る。)、第四十四号から第四十七号まで及び第四十九	(略)
---	--	--	-----

二	<p>む。 ) 及び旧実用新案法第四十一条において準用する場合を含む。 )、旧特許法第六十一条の三第一項 (旧実用新案法第四十一条において準用する場合を含む。 ) 及び旧実用新案法第十三条において準用する場合を含む。 ) の規定により施行日前にしたものとみなされるものを除く。 )</p> <p>(二) 防衛目的のためにする特許権及び技術上の知識の交流を容易にするための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の議定書第三項の規定の適用を受ける特許出願及び実用新案登録出願</p>	<p>号から第五十三号までに掲げる手続 (平成十二年一月一日以後に拒絶査定不服審判を請求した事件が特許庁に係属している場合に除く。 )</p>	(略)
二	<p>む。 ) 及び旧実用新案法第四十一条において準用する場合を含む。 )、旧特許法第六十一条の三第一項 (旧実用新案法第四十一条において準用する場合を含む。 ) 及び旧実用新案法第十三条において準用する場合を含む。 ) の規定により施行日前にしたものとみなされるものを除く。 )</p> <p>(二) 防衛目的のためにする特許権及び技術上の知識の交流を容易にするための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の議定書第三項の規定の適用を受ける特許出願及び実用新案登録出願</p>	<p>号及び第五十号に掲げる手続 (平成十二年一月一日以後に拒絶査定不服審判を請求した事件が特許庁に係属している場合に除く。 )</p>	(略)

三	<p>十四条の三第一項の規定により特許出願とみなされた国際出願又は実用新案法第四十八条の三第一項の規定により実用新案登録出願とみなされた国際出願</p> <p>(二)平成十二年一月一日前に特許法第八十四条の二十第二項又は実用新案法第四十八条の十六第二項の規定による翻訳文の提出がされた特許法第八十四条の二十第四項の規定により特許出願とみなされた国際出願又は実用新案法第四十八条の十六第四項の規定により実用新案登録出願とみなされた国際出願</p>	<p>の納付に関するものに限る。)、第四十四号から第四十七号まで及び第五十号から第五十三号までに掲げる手続(平成十二年一月一日以後に拒絶査定不服審判を請求した事件が特許庁に係属している場合にそのものを除く。)</p>	(略)
三	<p>平成十二年一月一日前にされた意匠登録出願(平成十二年一月一日以後にされた意匠登録出願であつて、意匠法第十条の二第二項(同法第十三条第五項において準用する場合を含む。)(若しくは同法第十五条の三第一項(同法第五十条第一項(同法第五十七条第一項において準用する場合を</p>	<p>第十条第九号、第十二号、第十四号から第十六号まで、第十八号、第二十号、第二十四号、第二十五号、第三十</p>	(略)

三	<p>十四条の三第一項の規定により特許出願とみなされた国際出願又は実用新案法第四十八条の三第一項の規定により実用新案登録出願とみなされた国際出願</p> <p>(二)平成十二年一月一日前に特許法第八十四条の二十第二項又は実用新案法第四十八条の十六第二項の規定による翻訳文の提出がされた特許法第八十四条の二十第四項の規定により特許出願とみなされた国際出願又は実用新案法第四十八条の十六第四項の規定により実用新案登録出願とみなされた国際出願</p>	<p>の納付に関するものに限る。)、第四十四号から第四十七号まで、第四十九号及び第五十号に掲げる手続(平成十二年一月一日以後に拒絶査定不服審判を請求した事件が特許庁に係属している場合にそのものを除く。)</p>	(略)
三	<p>平成十二年一月一日前にされた意匠登録出願(平成十二年一月一日以後にされた意匠登録出願であつて、意匠法第十条の二第二項(同法第十三条第五項において準用する場合を含む。)(若しくは同法第十五条の三第一項(同法第五十条第一項(同法第五十七条第一項において準用する場合を</p>	<p>第十条第九号、第十二号、第十四号から第十六号まで、第十八号、第二十号、第二十四号、第二十五号、第三十</p>	(略)

四	
<p>(一) 平成十二年一月一日前にされた商標登録出願又は防護標章登録出願(平成十二年一月一日以後に</p>	<p>含む。)において準用する場合を含む。)の規定により平成十二年一月一日前にしたものとみなされるもの又は特許法等の一部を改正する法律(平成十年法律第五十一号)による改正前の意匠法(以下この項において「旧意匠法」という。)第十条の第二項(旧意匠法第十二条第四項において準用する場合(旧意匠法第十二条第一項の規定による意匠登録出願の変更の場合に限る。))を含む。)の規定により平成十二年一月一日前にしたものとみなされるものを除く。)</p>
<p>第十号第十号、第十二号、第十四号、第十六</p>	<p>八号から第四十号まで、第四十三号(手数料の納付に関するものに限る。)、第四十四号から第四十七号まで及び第五十一号から第五十三号までに掲げる手続(平成十二年一月一日以後に拒絶査定不服審判又は補正却下決定不服審判を請求した事件が特許庁に係属している場合に除く。)</p>
(略)	

四	
<p>(一) 平成十二年一月一日前にされた商標登録出願又は防護標章登録出願(平成十二年一月一日以後に</p>	<p>含む。)において準用する場合を含む。)の規定により平成十二年一月一日前にしたものとみなされるもの又は特許法等の一部を改正する法律(平成十年法律第五十一号)による改正前の意匠法(以下この項において「旧意匠法」という。)第十条の第二項(旧意匠法第十二条第四項において準用する場合(旧意匠法第十二条第一項の規定による意匠登録出願の変更の場合に限る。))を含む。)の規定により平成十二年一月一日前にしたものとみなされるものを除く。)</p>
<p>第十号第十号、第十二号、第十四号、第十六</p>	<p>八号から第四十号まで、第四十三号(手数料の納付に関するものに限る。)、第四十四号から第四十七号まで、第四十九号及び第五十号に掲げる手続(平成十二年一月一日以後に拒絶査定不服審判又は補正却下決定不服審判を請求した事件が特許庁に係属している場合に除く。)</p>
(略)	

された商標登録出願又は  
防護標章登録出願であつ  
て、商標法第九条第一項  
、第十条第二項（同法第  
十一条第五項、第十二条  
第三項、第六十五条第三  
項及び第六十八条第一項  
において準用する場合を  
含む。）又は同法第十七  
条の二第一項（同法第六  
十八条第二項において準  
用する場合を含む。）及  
び同法第五十五条の二第  
三項（同法第六十条の二  
第二項（同法第六十八  
条第五項において準用す  
る場合を含む。）及び同  
法第六十八条第四項にお  
いて準用する場合を含む  
。）において準用する意  
匠法第十七条の三第一項  
の規定により平成十二  
年一月一日前にしたもの  
とみなされるものを除く。  
）  
（二）平成十二年一月一日  
前にされた防護標章登録に

号、第十八  
号、第二十  
号、第三十  
八号から第  
四十号まで  
、第四十三  
号（手数料  
の納付に関  
するものに  
限る。）、  
第四十四号  
から第四十  
七号まで及  
び第五十一  
号から第五  
十三号まで  
に掲げる手  
続（平成十  
二年一月一  
日以後に商  
標法第四十  
四条第一項  
（同法第六  
十八条第四  
項及び同法  
附則第十三  
条（同法附  
則第二十三  
条において  
準用する場  
合を含む。  
）において

された商標登録出願又は  
防護標章登録出願であつ  
て、商標法第九条第一項  
、第十条第二項（同法第  
十一条第五項、第十二条  
第三項、第六十五条第三  
項及び第六十八条第一項  
において準用する場合を  
含む。）又は同法第十七  
条の二第一項（同法第六  
十八条第二項において準  
用する場合を含む。）及  
び同法第五十五条の二第  
三項（同法第六十条の二  
第二項（同法第六十八  
条第五項において準用す  
る場合を含む。）及び同  
法第六十八条第四項にお  
いて準用する場合を含む  
。）において準用する意  
匠法第十七条の三第一項  
の規定により平成十二  
年一月一日前にしたもの  
とみなされるものを除く。  
）  
（二）平成十二年一月一日  
前にされた防護標章登録に

号、第十八  
号、第二十  
号、第三十  
八号から第  
四十号まで  
、第四十三  
号（手数料  
の納付に関  
するものに  
限る。）、  
第四十四号  
から第四十  
七号まで、  
第四十九号  
及び第五十  
号に掲げる  
手続（平成  
十二年一月  
一日以後に  
商標法第四  
十四条第一  
項（同法第  
六十八条第  
四項及び同  
法附則第十  
三条（同法  
附則第二十  
三条におい  
て準用する  
場合を含む  
。）におい  
て準用する

五	<p>基づく権利の存続期間の更新登録の出願  (三)平成十二年一月一日前にされた商標法附則第三条第一項(同法附則第二十三条において準用する場合を含む。)の規定による書換登録の申請</p>	<p>準用する場合を含む。  )又は同法第四十五条第一項(同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。)の審判を請求した事件が特許庁に係属している場合にすることを除く。</p>	<p>第十条第十号、第十二号、第十六号、第二十号、第二十六号、第二十七号、第三十八号、第三十九号、第四十一号、第四十三号(手数料の納付に関するもの</p>
(略)			

五	<p>基づく権利の存続期間の更新登録の出願  (三)平成十二年一月一日前にされた商標法附則第三条第一項(同法附則第二十三条において準用する場合を含む。)の規定による書換登録の申請</p>	<p>場合を含む。  )又は同法第四十五条第一項(同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。)の審判を請求した事件が特許庁に係属している場合にすることを除く。</p>	<p>第十条第十号、第十二号、第十六号、第二十号、第二十六号、第二十七号、第三十八号、第三十九号、第四十一号、第四十三号(手数料の納付に関するもの</p>
(略)			

別表第三(第六十条の五関係) (略)	六 平成十二年一月一日前にされた拒絶査定等に対する審判の請求	第十條第二十七号、第三十八号から第四十一号まで、第四十五号から第四十七号まで及び第五十一号から第五十三号までに掲げる手続	に限る。)、第四十五号から第四十七号まで及び第五十一号から第五十三号までに掲げる手続
	(略)		
別表第三(第六十条の四関係) (略)	六 平成十二年一月一日前にされた拒絶査定等に対する審判の請求	第十條第二十七号、第三十八号から第四十一号まで、第四十五号から第四十七号まで、第四十九号及び第五十号に掲げる手続	に限る。)、第四十五号から第四十七号まで、第四十九号及び第五十号に掲げる手続
	(略)		



改 正 案

現 行

（納付書の交付）  
第四条（略）

2 特許庁長官は、識別番号を付与されている者から第一項の規定による請求があつた場合には、その者に歳入徴収官事務規定（昭和二十七年大蔵省令第四百十一号）で定める様式による納付書を交付しなければならない。

3（略）

（出願等の手続）

第六条 納付者は、現金納付に係る工業所有権の手数料等を日本銀行に納付するとともに、当該手数料等の納付を証明する歳入徴収官事務規定別紙第四号の十二書式の納付済証（特許庁提出用）（以下「納付済証」という。）を添えて、現金納付に係る工業所有権の手数料等の納付に係る書類を特許庁長官に提出しなければならない。

（現金納付に係る工業所有権の手数料等の納付日の特例）  
第七条（略）

2 納付者が、納付に係る手続を行わなかつた場合において、特許法第百十一条第一項（意匠法第四十五条において準用する場合を含む。）若しくは第百九十五条第十一項（特例法第四十条第八項、国際出願法第十八条第四項及び国際出願法施行規則第八十二条第二項において準用する場合を含む。）、実用新案法第三十四条第一項若しくは第五十四条の二第十項、意匠法第六十七条第七項又は商標法第四十二条第一項若しくは第七十六条第七項の規定に基づき、現金納付に係る工業所有権の手数料等

（納付書の交付）  
第四条（略）

2 特許庁長官は、識別番号を付与されている者から第一項の規定による請求があつた場合には、その者に電子情報処理組織を使用して処理する場合における歳入関係事務の取扱いの特例に関する省令（昭和五十二年大蔵省令第四十三号。以下「歳入関係事務特例省令」という。）で定める様式による納付書を交付しなければならない。

3（略）

（出願等の手続）

第六条 納付者は、現金納付に係る工業所有権の手数料等を日本銀行に納付するとともに、当該手数料等の納付を証明する歳入関係事務特例省令別紙第二号の二書式の納付済証（特許庁提出用）（以下「納付済証」という。）を添えて、現金納付に係る工業所有権の手数料等の納付に係る書類を特許庁長官に提出しなければならない。

（現金納付に係る工業所有権の手数料等の納付日の特例）  
第七条（略）

2 納付者が、納付に係る手続を行わなかつた場合において、特許法第百十一条第一項（意匠法第四十五条において準用する場合を含む。）若しくは第百九十五条第十一項（特例法第四十条第八項、国際出願法第十八条第四項及び国際出願法施行規則第八十二条第二項において準用する場合を含む。）、実用新案法第三十四条第一項若しくは第五十四条第八項、意匠法第六十七条第七項又は商標法第四十二条第一項若しくは第七十六条第七項の規定に基づき、現金納付に係る工業所有権の手数料等の返

の返還を特許庁長官に請求するときは、特許法第百十一条第二項（意匠法第四十五条において準用する場合を含む。）及び第百九十五条第十二項（特例法第四十条第七項、国際出願法第十八条第四項及び国際出願法施行規則第八十二条第二項において準用する場合を含む。）、実用新案法第三十四条第二項並びに第五十四条の二第十一項、意匠法第六十七条第八項並びに商標法第四十二条第二項若しくは第七十六条第八項に規定する納付した日は、前項の規定にかかわらず、現金納付に係る工業所有権の手数料等が現金により日本銀行へ納付された日とする。

還を特許庁長官に請求するときは、特許法第百十一条第二項（意匠法第四十五条において準用する場合を含む。）及び第百九十五条第十二項（特例法第四十条第七項、国際出願法第十八条第四項及び国際出願法施行規則第八十二条第二項において準用する場合を含む。）、実用新案法第三十四条第二項及び第五十四条第九項、意匠法第六十七条第八項並びに商標法第四十二条第二項若しくは第七十六条第八項に規定する納付した日は、前項の規定にかかわらず、現金納付に係る工業所有権の手数料等が現金により日本銀行へ納付された日とする。